4 都市軸

〔広域連携軸〕

九州新幹線及び鹿児島本線をはじめ、九州縦貫自動車道(菊水インターチェンジが近接)、国道 208 号(荒尾-玉名-熊本(北区))、国道 501 号(長洲-玉名-熊本(西区))、県道玉名立花線〜玉名山鹿線(玉名-山鹿)、県道熊本玉名線(玉名-熊本(中央区))などの路線については、本市はもとより、県北地域をはじめ、九州圏における交通の「広域連携軸」の一部を形成しており、物流や都市間交流を支える基盤として、さらなる活用を図ります。

[街なか連携軸]

市内の主要な各路線(県道、市道)を「街なか連携軸」として位置づけ、市内の主要な公共公益施設などを結び、市全域から「中心拠点」へのアクセス利便性を高める主要道路として、関係機関との連携を図りながら交通利便性・安全性の向上に向けた取組を推進します。

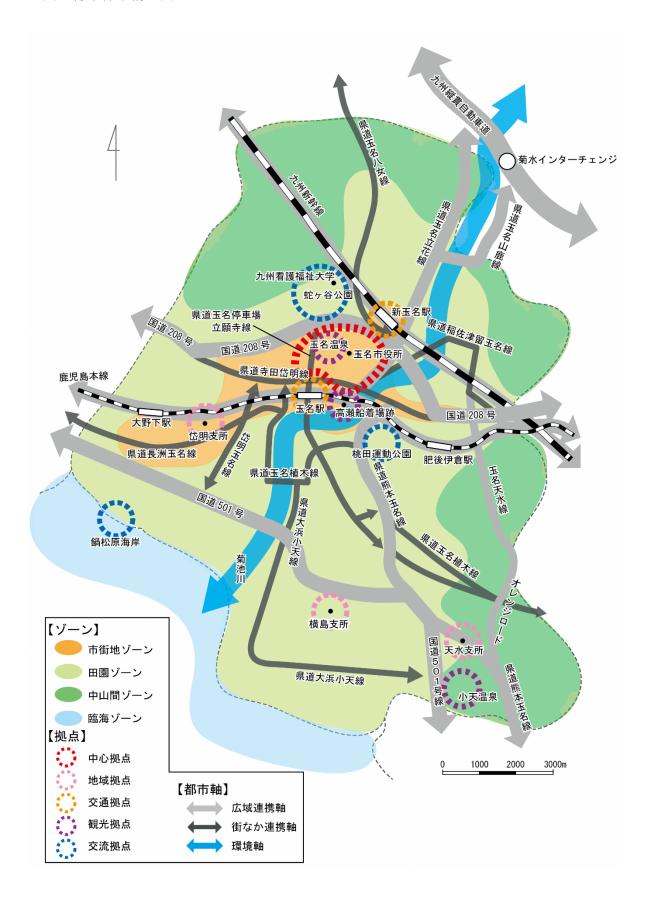
また、高齢化社会や脱炭素化社会の構築を視野に入れ、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに、安全安心に歩ける道づくりを進めます。

〔環境軸〕

菊池川などの河川空間は、市民にとっても貴重な自然空間であり、市街地中心部の緑地帯及び憩いの場となっています。また、本市の都市構造においても、北部の山間部から、田園ゾーン、市街地ゾーンを流れ、有明海に注ぐ、本市南北を貫く重要な軸でもあります。

そこで、「環境軸」として位置づけ、浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進し、生態系に十分配慮した環境共生の取組や、豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として積極的な活用を図ります。

図一将来都市構造図



第4章 分野別まちづくり方針

1 土地利用に関する方針

1.1 土地利用の基本方針

本市の土地利用の方針は、将来都市構造のゾーン区分(土地利用構成)と都市拠点の方針に基づき、 各土地利用ゾーンの魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように 設定します。

特に、「市街地ゾーン」については、本市の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなどそれぞれの地域特性に応じた土地利用方針を設定します。

なお、これらの土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域の再編及び用途地域の見直しなどを行います。

1. 2 都市計画による土地利用形成の誘導方針

(1) 都市計画区域の再編

都市計画区域は、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形を踏まえ、一体の都市として土地利用の 規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などを行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域で す。そこで、都市計画区域外となっている三ツ川地区、横島地区、天水地区においては、今後、地域の実 情などに配慮しながら、一体の都市を目指し、都市計画区域のあり方について、適宜、検討を行います。



図ー本市の都市計画区域指定状況

※ 赤枠が都市計画区域。三ツ川地区、横島地区、天水地区は都市計画区域外

(2) 用途地域の指定見直し

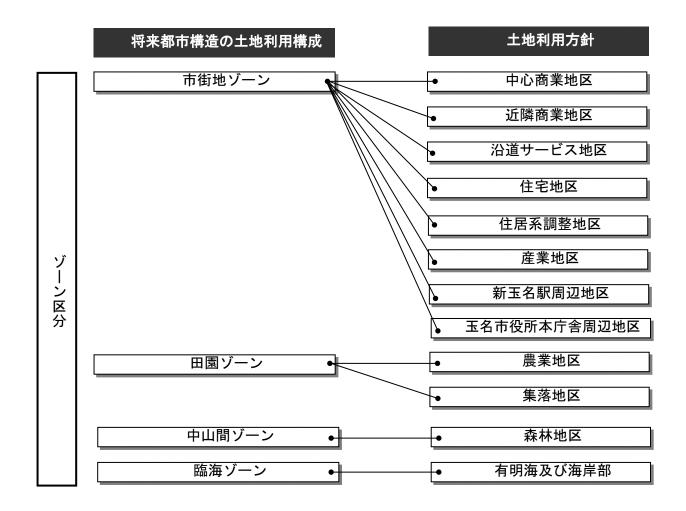
将来都市構造図で示した玉名市役所本庁舎周辺、既存の商店街、旧玉名市役所周辺、新玉名駅などが立地する「中心拠点」及び「交通拠点」においては、県北地域の発展を主導するエリアとして、広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るため、計画的な都市空間形成を推進します。

用途地域内(約854.0ha)の24.6%を占める自然的土地利用については、本市の居住エリアとしての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設(都市計画道路、上下水道など)整備を推進します。また、用途地域内において用途混在の市街化が進行しているエリアについては、適正な用途地域への変更について検討します。

そのほか、社会情勢や都市構造の変化などを踏まえて、土地利用の適正化を図るため、適宜、用途地域の指定見直しの検討を行います。

1. 3 ゾーン区分(土地利用構成)に基づいた土地利用方針の設定

土地利用方針については、下記のとおり、将来都市構造のゾーン区分(土地利用構成)に基づき、それぞれの地区ごとに設定します。



1. 4 土地利用の具体的方針

(1) 主に「市街地ゾーン」を構成する土地利用方針

〔中心商業地区〕

- 〇旧玉名市役所周辺においては、便利でにぎわいのある市街地の形成に努めます。
- ○玉名駅周辺においては、交通結節点としての機能向上を図ります。
- 〇公共施設跡地などの大規模空間地や市街地に点在する遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、土地の有効活用を図ります。

[近隘商業地区]

〇玉名駅から西部商店街を経由し国道 208 号を結ぶ県道玉名停車場立願寺線沿道については、新玉名駅周辺等整備や公立玉名中央病院跡地活用等と連携し、利便性が高く、魅力ある商業地の形成と、良好な街並み景観の形成を目指します。

[沿道サービス地区]

〇県道寺田岱明線沿道においては、都市機能誘導区域内にロードサイド型の商業施設(量販店・飲食店など)の秩序ある立地を誘導し、にぎわいのある拠点形成を図っていきます。

[住宅地区]

- 〇中心商業地区、近隣商業地区、沿道サービス地区以外の既成市街地は、住居系土地利用を主 とし、中でも、中心商業地区に隣接した地区や幹線道路沿道の地区については、位置的な利 便性を活かし、中密度住宅地を誘導・配置し、比較的密度の高い市街地形態を維持します。
- 〇上記以外の地区については、低密度住宅地を配置し、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。
- 〇中心商業地区、近隣商業地区においても、商業・業務などの高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用を誘導し、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図ります。
- 〇住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区として の計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設(都市計画道路、上下水道など)整備を推 進します。
- 〇遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、土地の有効活用を図り、暮らしやすい都 市づくりを推進します。

[住居系調整地区]

〇国道 208 号沿道の住宅地区に隣接する用途地域を指定していない地区は、無秩序な宅地化を 抑制し、周辺の住宅地区との調和を図りながら、適正な誘導施策について検討を行います。

[産業地区]

〇県道寺田岱明線沿道において、既に工場が立地している地区については、隣接する農業地区 との共存に留意しつつ、本市における産業立地を促進する場所として、さらには、雇用の維 持・創出を図る地区として、引き続き、周辺環境と調和した工業系の操業環境の維持に努め ます。本地区内に遊休地が生じているところがあるため、更なる企業立地の促進を図ってい きます。

〔玉名市役所本庁舎周辺地区〕

○玉名市役所本庁舎周辺地区については、歴史博物館こころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の 集積・強化を引き続き図っていきます。

[新玉名駅周辺地区]

○新玉名駅周辺地区については、新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、『田園風景にたたずむ県北玉名のゲートタウン』の実現を目指し、周辺の土地利用との調和を図るとともに、適正な機能の誘導に努めます。

(2) 主に「田園ゾーン」を構成する土地利用方針

[農業地区]

- ○本市市街地外縁部の菊池川河口付近に広がる干拓により形成された田園地帯は、稲作などが盛んな 重要な農業生産基盤であるほか、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与しています。 農業地区として、引き続き保全に努めます。
- 〇耕作放棄地については、担い手確保や経営環境の改善・充実と併せ、自然景観と調和した農地 景観の形成と農地としての利用を促進します。
- 〇農業地区は基本的に農用地区域に指定されているため、農地と宅地の混在を抑制し、計画的な農地の保全に努めます。

〔集落地区〕

- 〇都市計画区域内の用途地域を指定していない既存集落などについては、環境の維持·保全に努めるため、地区計画制度の適用、特定用途制限地域の指定、建築形態規制制度の活用などを検討します。
- 〇その他農業地区内に形成される集落地については、各集落の歴史や文化、現在の集落形態などの地域特性に配慮しつつ、農地の保全との調和を図りながら、引き続き、住環境の維持・ 向上に努めます。
- ○集落地区は、交通アクセスが弱い地区でもあるため、引き続き、利用者のニーズに応じて、中心地への アクセス利便性の向上に向けた取組を進めることにより、一体的な生活圏の形成に努めます。

(3)主に「中山間ゾーン」を構成する土地利用方針

〔森林地区〕

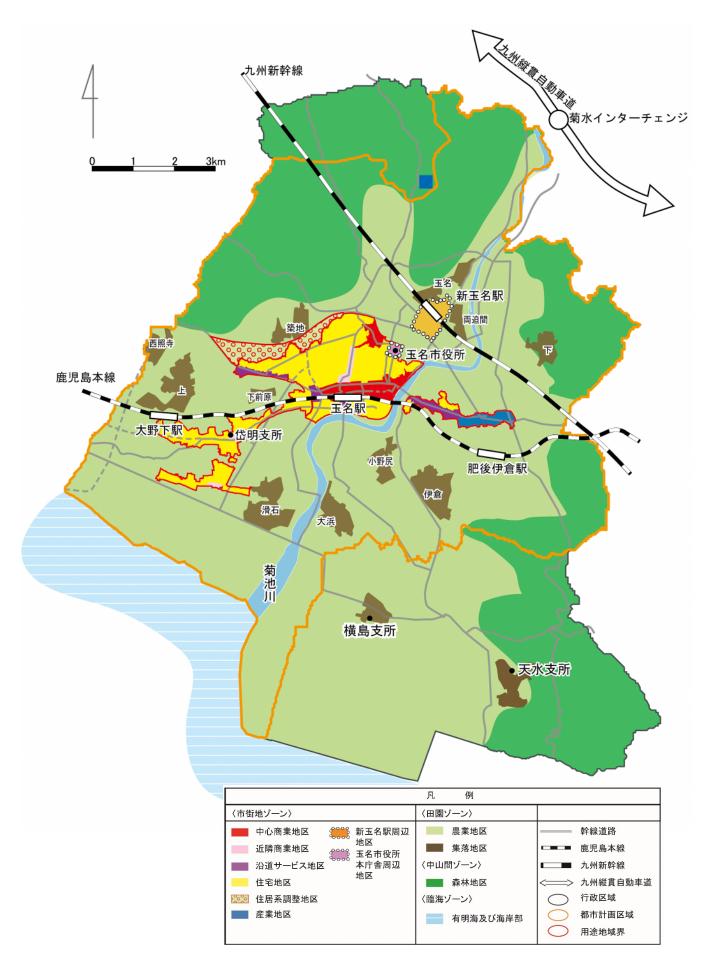
- 〇本市北部の小岱山に連なる丘陵地は、良好な自然環境であり、市街地の背景(借景)となる景観要素でもあります。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。
- ○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地であることから、今後も、生産活動の維持や丘陵地の環境保全に努めます。
- ○森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有しており、生活とも深く関わっていることから、その保全に努めます。
- 〇土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されていることから、今後も引き続き、原因地対策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

(4) 主に「臨海ゾーン」を構成する土地利用方針

[有明海及び海岸部]

- 〇安全で安心な水産物の提供ができる漁業環境の再生に向けて、河川環境や生活排水対策、水循環を 考慮した総合的な水産資源の保全に努めます。
- 〇鍋松原海岸では、今後も、地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興に繋げます。

【土地利用方針図】



2 拠点形成に関する方針

2.1 拠点形成の基本方針

都市を取り巻く社会経済情勢が変化し、市街地整備・開発の重点が住環境改善や商業活性化といった 再生・拡充型にシフトしている状況を踏まえ、既成市街地を活かした拠点集約・機能連携による集約型都 市構造の構築を基本とした拠点形成を推進します。

また、各拠点の機能的役割や地域の歴史・文化の継承に配慮し、地域の資源や特徴を活かした整備に努めます。

2.2 拠点形成の具体的方針

(1)中心拠点

中心拠点として位置づける「旧玉名市役所周辺」、「玉名市役所本庁舎周辺」、「既存の商店街」においては、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成(再生)を図ります。

(2)地域拠点

地域拠点として位置づける「岱明支所周辺」、「横島支所周辺」、「天水支所周辺」においては、市民生活を支える機能や施設が集積している場所であり、それら機能・施設の維持・向上を図ります。

(3)交通拠点

交通拠点として位置づける「新玉名駅周辺」及び「玉名駅周辺」においては、市内外の交通結節機能の中心として、さらには、本市の玄関口として、各種機能・施設の維持・向上を図ります。

(4)観光拠点

観光拠点として位置づける「玉名温泉」や夏目漱石ゆかりの「小天温泉」などにおいては、風情ある街並みづくりの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を目指します。

(5)交流拠点

交流拠点として位置づける「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園」、「鍋松原海岸」などにおいては、 人や自然との交流の場として、また様々な情報交流の場として、さらなる交流機能の維持・向上 を図ります。

3 都市施設等整備に関する方針

3.1 都市施設等整備の基本方針

都市施設等は、道路・交通のほか、公園・緑地、河川、上下水道などで構成され、市民の生活はもとより、多様な活動を支える重要な役割を果たしています。

都市軸として機能を有する道路の整備にあたっては、道路の役割を明確にして、機能性の高い交通網の 形成を推進します。また、老朽化した道路については、計画的な改修、定期的な点検や予防的な修繕に 努め、安全性・信頼性を確保します。

道路と連携する交通に関しては、公共交通空白地域の解消や乗り継ぎ利便性の向上等、住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を進めるなど、生活に密接した利便性の高い交通の確保に努めます。

市民生活に安らぎや潤いをもたらす公園・緑地の整備にあたっては、現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施するとともに、地域住民が参画して公園の再整備を進め、市民の協力による地域に密着した公園を目指した取組に努めます。

河川の整備にあたっては、河川管理者と地域住民との協働により、親水空間やレクリエーション空間の創出に向けた取組を進めるとともに、浸水被害の軽減に向けて、県や市が一体となった河川改修等、各種取り組みを進めます。また、市民の水質浄化意識の向上、美しい自然景観の保全・創出に努めます。

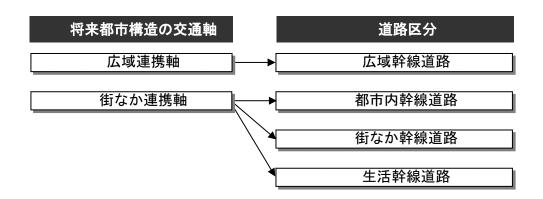
上下水道の整備にあたっては、安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水の安定供給に努めます。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に努めます。

3. 2 道路・交通に関する整備方針

(1)道路

道路の整備にあたっては、本市はもとより、県北地域をはじめ、九州圏における物流や都市間交流を支える基盤としての「広域連携軸」(広域幹線道路)、市内の主要な公共・公益施設などを結び、市全域から「中心拠点」へのアクセス利便性を高める主要道路としての「街なか連携軸」(都市内幹線道路、街なか幹線道路、生活幹線道路)など、道路の役割を明確にして、利便性の高い交通網の形成を推進します。

老朽化した道路については、計画的な改修を進めるとともに、道路橋や小規模付属物等については長寿命化計画に基づき、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。また、街路樹については、都市緑化と財政の健全化の両立を図りながら、適正な維持管理に努めます。



〔広域的な交流・連携に向けた道路整備―広域幹線道路―〕

- 〇玉名市と近隣市町を連絡する広域ネットワーク道路として、国道 208 号(荒尾-玉名-熊本(北区))、国道 501 号(長洲-玉名-熊本(西区))、県道玉名立花線〜玉名山鹿線(玉名-山鹿)、県道熊本玉名線(玉名-熊本(中央区))を広域幹線道路として位置づけます。市域や行政圏といった都市圏をこえた広域的圏域における機能連携等に向け、引き続き、各道路管理者と連携し、維持管理や整備を進めていきます。
- 〇県道寺田岱明線から玉名駅を跨ぎ、市道中小野尻線・農免農道北牟田尾田線を通り、県道熊本玉名線と接続する広域幹線道路を新たに整備し、県道寺田岱明線高瀬大橋付近で発生する慢性的な交通渋滞の緩和、横島・天水地区から玉名市中心市街地までの移動時間の短縮、玉名駅下町線(亀甲商店街)の交通量の減少を図ります。また、既設の県道玉名停車場立願寺線と合わせて、県道熊本玉名線から国道 208 号までの縦断ルートを確立します。

〔地域間の交流・連携に向けた道路整備一都市内幹線道路一〕

- 〇広域幹線道路や主要な拠点、交通結節点を結ぶ道路として都市内幹線道路を整備し、都市機能の 拡充を進めます。
- ○国道 501 号と国道 208 号を連絡する、都市計画道路岱明玉名線-築地中線-玉名駅平嶋線の一部 区間の整備を検討し、中心市街地と県道熊本玉名線を連絡する玉名駅と交差し市道中小野尻線と接 続する道路の整備を進めます。

〇市内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完す る路線の整備を促進していきます。

〔都市拠点形成に向けた道路整備一街なか幹線道路一〕

- ○街なか幹線道路については、都市の将来像を見据え、時代のニーズに沿った道路計画を推進し、規模、区域の見直し、廃止の検討を行います。
- 〇高齢化社会や脱炭素化社会の構築を視野に入れ、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに安全安心に 歩ける道づくりを進めます。
- 〇将来的な人口減を加味し、安全な歩行空間を確保するとともに、道路規格の小規模化を推進します。
- 〇ユニバーサルデザインの推進のため、段差・起伏の解消や、安全な歩行空間の確保、ベンチ整備等を 推進します。

[人にやさしい生活道路網の整備―生活幹線道路など―]

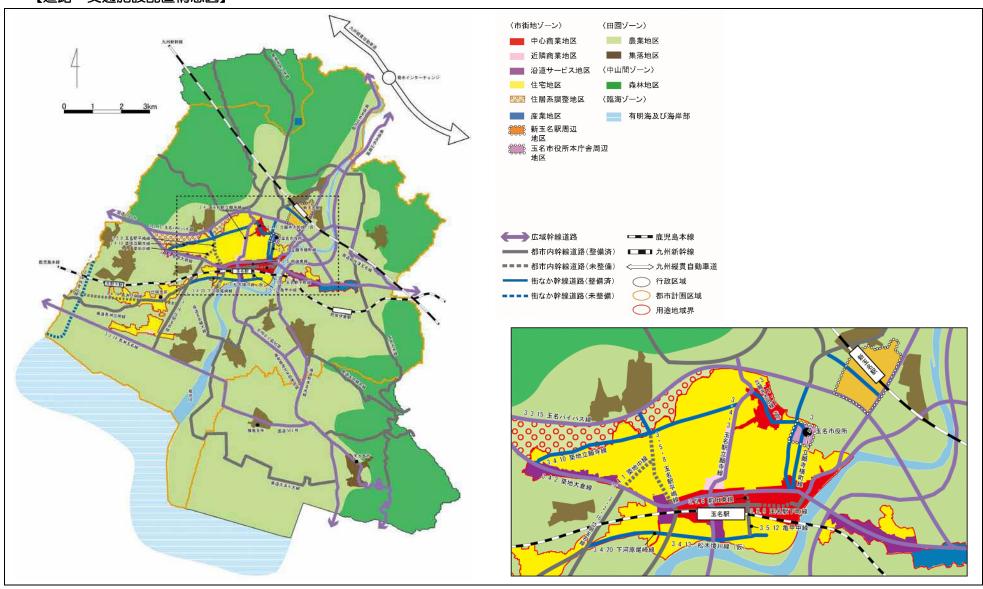
- ○通学路など市民生活に最も密着し市域内の交通ネットワークを担う生活道路網は、公共交通や自転車等を利用しやすい環境を整備するために、舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備を図ります。
- ○玉名温泉街や髙瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、高齢者・障がい者などすべて の歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。
- 〇歩けるまち・自転車で過ごせるまちの推進に向けて、歩行者・自転車ネットワークを確立する等、アクセス件・利便性の向上を図ります。

(2)交通

[利便性の高い生活の足の確保―各種公共交通 (バス、鉄道、乗合タクシーなど) ―]

- ○地域公共交通の柱となる路線バスについては、市の中心部と周辺市町を結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持、車両・施設のバリアフリー化などによって利用促進を図るとともに、JR や他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上に努めます。
- 〇郊外の集落などを結ぶ路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域においては、引き続き、高齢化が進む地域性や地域住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通の維持·効果的な展開を進めます。

【道路•交通施設配置構想図】



3.3 公園・緑地に関する整備方針

公園・緑地は、市民生活に安らぎや潤いをもたらし都市環境の向上に資する大切な施設であることから、 今後とも現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施します。また、花と緑があふれるまちづくりを目 指すため、小・中学校や各種団体による活動を支援・推進するとともに、これを継承していく人材の育成を 支援します。

さらに、地域の身近な公園・緑地や広場などについては、それぞれの地域のニーズにあった利用を促進するため、地域住民が参画して公園の再整備を進めるとともに、市民ボランティアや地域活動による定期的な清掃活動など、市民の協力による地域に密着した公園を目指した維持管理活動を促進します。 その他、以下の整備方針に基づき、対応を進めます。

- ○密集市街地においては、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペースの 配置に向けて、関係者や地域住民との協議のもと、適正配置に努めます。
- 〇「玉名市地域防災計画」において、指定緊急避難場所として位置づけている都市公園などについては、 防災機能や避難所機能など災害時の活動拠点として必要な災害応急対策施設の整備を図ります。
- 〇「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園利用者の安全を確保するとともに、利用促進を図るため、老 朽化した公園施設は再整備を図ります。高齢化が進む中、公園を活用した健康推進施設の充実を図 り、長寿社会に対応した公園づくりを目指します。
- 〇農地については、市街地近郊の緑地空間と位置づけ、営農環境の向上に併せて、農地の保全・活用 を図ります。
- 〇山間部の集落地などについては、開発の際に、地域コミュニティ活動の場の確保及び防災への対応 (避難施設と連携した公園・広場などの確保)を考慮して、適宜、広場などを整備するよう促していきます。その際、森林との一体的活用等を考慮して配置します。
- 〇市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。とく に河川緑地については、現在、一部において、地域住民等との協働での美化活動及び利活用が行わ れており、今後もこのような形で地域住民等との協働のもと、一層の魅力化を目指します。

3. 4 河川・上下水道に関する整備方針

(1)河川

菊池川やその他の県が管理する主要な河川では、流域に応じた計画規模を目標として整備を推進します。その他、以下の整備方針に基づき、対応を進めます。

- 〇「菊池川水系流域治水プロジェクト」に基づき、浸水被害の軽減を図るため、水災害ハザードエリアにお ける土地利用・住まい方の工夫を進めます。
- 〇市内を流れる河川は、市民にとっての貴重な自然空間でもあることから、生態系に配慮し、 美しい自然景観の保全・創出を目的とした「多自然型の川づくり」を進めていきます。
- 〇本市が加盟する「菊池川流域同盟」において制定した、全国で初めてとなる流域市町村で統一した条例「河川を美しくする条例」に基づき、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、市民の水質浄化意識の向上に努めていきます。
- ○市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。

(2)上下水道

市街地・集落における安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、供給施設の計画的な整備と効率化を推進します。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した処理施設の計画的な整備を推進します。

〔上水道〕

〇市民に対し安全で良質の水を安定的に供給するため、老朽化した施設や配水管の更新を計画 的に推進するとともに、運転管理や維持管理体制の効率化を目指します。

[下水道]

- 〇本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「浄化槽整備事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全のためにも下水道事業の推進を図ります。
- 〇「公共下水道整備計画」に掲げる目標達成を図るため、計画区域内の整備を実施し、早期完了を目指 します。
- ○未整備地区については、最適な手法により整備を推進します。
- 〇新玉名駅周辺の公共下水道整備については、新玉名駅周辺の道路整備等に伴い、下水道整備を行います。
- ○集中豪雨による浸水を未然に防止するため、雨水管路などの整備を検討していきます。
- ○個人設置型浄化槽の設置に対する補助金の交付や、公共浄化槽の整備を、引き続き、推進します。
- 〇横島地区、天水地区の「農業集落排水事業」は、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場などの改修を実施し、機能の維持・強化を図ります。

4 自然環境保全に関する方針

4.1 自然環境保全の基本方針

本市では、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けていますが、近年、不法投棄などの廃棄物による 環境汚染が自然界の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。

そこで、かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、治山・治水事業を進め、 河川・海域の水質浄化を図るとともに、菊池川流域同盟と連携して、美しく親しみのもてる自然環境の保全 に努めます。

また、近年、世界的に頻発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、今後も、家庭、地域、学校、企業、行政などで互いに連携してその対策に取り組むことが求められています。

そこで、市民一人ひとりの意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを市民全体の取組として発展できるように、子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進するとともに、地球温暖 化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全意識の向上に努めます。

4.2 自然環境保全の具体的方針

(1)山間部・丘陵地の保全・活用

- 〇本市の森林は、放置林が多く基幹的な林業が少ない状況にあり、山砂採取などの林地開発が見受けられます。そこで、景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全に 努めます。
- 〇小岱山に連なる丘陵地や金峰山系の山々は、貯水機能や生態系の維持などの公益的役割を担っています。引き続き、これらの公益的機能の維持・向上を図ります。
- 〇関係機関と連携して山間部などにおける廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、本市の豊かな自 然環境の保護に努めます。
- 〇生活形態·産業構造の変化、人口減少·超高齢社会の到来に伴い維持が困難となっている里山の環境保全に向け、一般市民や企業などが参加する維持・管理の取組を検討します。

(2)河川の保全・活用

- 〇市民の水質浄化意識の向上を図るため、「菊池川流域同盟」の諸活動(水質調査、清掃事業、廃油石 けんの普及・啓発、子どもへの環境学習を取り入れたイベントなど)を、引き続き、積極的に実施します。
- 〇市民への生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。
- ○治水事業における河川改修にあたっては、自然保護、環境保護のための十分な配慮のもとに実施して いきます。

(3) 市民の環境保全意識の向上に向けた施策

- 〇地球温暖化防止のため、平成31年度から第2次玉名市環境基本計画に基づき、各種取組の実施や市民から評価をいただく運用を行い、市民への啓発へ繋げています。引き続き、このような形で、市民一人ひとりが地球温暖化防止の意識を深めるための啓発に努めます。
- 〇市民一人ひとりの環境保全意識の向上が快適な生活環境の確保につながることから、地域や学校への環境学習の出前講座を実施するとともに、家庭などにおけるグリーン購入やリサイクル活動の推進を 通じて環境保全意識の向上に努めます。
- 〇子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ活動の大切さを 体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動 を推進します。
- ○持続可能な都市づくりのため、令和3年、本市と専修大学玉名高等学校との間で、SDGs(持続可能な開発目標)の目標達成に向けた人材育成推進に関するパートナーシップ協定を締結しています。このような形で、地域との連携のもと、SDGs 達成に向けた取組を、引き続き、推進・拡大していきます。
- 〇様々な公害に対する情報把握に努めるとともに、市民の不安を解消し、苦情などの処理には迅速に対応します。
- ○菊池川流域同盟による環境保全活動を、インターネットなどメディアで、全国へ情報発信します。

5 景観形成に関する方針

5.1 景観形成の基本方針

本市には菊池川の恩恵を受け発展してきた農業や、菊池川の水運を活かして栄えた商業、良質な温泉、広大な干拓地、山の資源や丘陵地を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みや歴史に裏付けられた特徴的な景観がたくさんあります。

こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく、『味わい深い』魅力があり、本市の特徴、玉名らしさとなっています。

菊池川が育んだ本市の特徴的で玉名らしい景観の価値を高め、未来へつなぐため、市民が景観について興味や関心、問題意識をもって景観を『育て』、自信を持って、玉名の景観を『かたる』ことがとても大切です。

このことから、行政と市民が協働して、魅力的な景観を後世に引き継いでいくために景観形成、景観保全を推進します。

5.2 景観形成の具体的方針

(1) 『関わる』『感じる』景観まちづくり

○景観イベントの実施や大学との連携、眺望点の整理等を通じて、景観に関心・意欲のある市民、団体 の景観まちづくり活動への参加を促進します。

(2)『守る・育む』景観まちづくり

- 〇小岱山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な 農地など、豊かで美しい文化的景観や自然的景観を多数有していることから、これらの景観の保全を 推進します。
- ○大規模建築物や太陽光発電施設は、施設自体が周辺の景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新規の立地にあたっては、それぞれの地域の景観に配慮するよう、一定のルールに基づいた立地を促進します。

(3) 『住みたくなる』『歩きたくなる』景観まちづくり

- ○玉名の景観を守り育むための行動・活動を、住みたくなる、歩きたくなるまちの創出につなげるため、歴史的な景観、まちなみの修景や、サイン整備を進めます。
- 〇高瀬·裏川地区などの歴史的町並みが残る地区や、周辺整備が予定されている新玉名駅周辺地 区、主要な幹線道路沿道では、地区の歴史や風景を鑑みて、建物の形態、色彩、看板などに配慮し た街並み景観の形成を推進します。
- 〇さらなる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、併せて電線類の地中化を促進します。

(4) 『語ることができる』『訪れる』景観まちづくり

○景観・歴史を語り伝える人材の育成や景観資源・景観まちづくり等の情報発信をすすめ、市民が景観まちづくりに対して、一層、興味・関心・意欲を持てるように努めます。

6 安全・安心のまちづくりに関する方針

6. 1 安全・安心のまちづくりの基本方針

近年発生した大地震、水害、高潮災害などにより、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている中、市民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、本市の地域性を踏まえた上で、各種災害に対する防災機能の強化、災害発生への人的対応力の強化など、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる都市の実現に努めます。

また、今後も地球温暖化などによる台風の大型化、集中豪雨の多発、海面上昇などにより、防災施設の能力を超える洪水や高潮などが発生する恐れがあります。そこで、災害による被害をできるだけ最小限にとどめるため、平常時から防災戦略を立て、小中学校における防災教育や地域の防災意識の向上、自主防災組織の充実、防災情報の伝達・提供、避難体制の強化などを中心とした「減災」に向けた対策に取り組むなど、行政と市民、事業者などが一体となった災害に強いまちづくりの取組を計画的に推進します。

さらには、人口減少や少子・超高齢社会の到来によって一人暮らしのお年寄り世帯が増加し、過疎地や限界集落が発生する今後を踏まえ、犯罪や事故から市民を守り、また、生活インフラの維持に努め、安心して生活・都市活動を営むことができる社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

6. 2 安全・安心のまちづくりの具体的方針

(1)各種災害に対する防災基盤の強化

- ○自然災害と、それらが誘発する建物倒壊や火災などの都市災害は、完全に防ぐことは困難であり、被害拡大の阻止や災害規模の軽減に取り組む必要があります。そこで、被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市施設整備を推進します。
- ○多くの人々が訪れる市街地では、市民だけでなく観光客の避難も想定した防災対策が必要であり、大規模地震の発生に備え、建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進するとともに、避難路や避難場所、延焼遮断帯となる道路、公園などの整備、避難所や医療機関などへの緊急輸送道路(通行機能)の確保を推進します。
- 〇水害の多発地帯においては、市民の生命や財産の安全性を確保するとともに、水田などへの浸水被害 の防止に努めるため、河川改修の推進や無秩序な市街化の抑制に努めます。
- 〇山間部などにおいては、土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されている ことから、今後も引き続き原因地対策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。
- ○学校施設は、地域住民の緊急避難場所としての役割を担っていることから、老朽化した校舎などの改修 や改築について年次計画に基づき整備を図っていきます。
- ○熊本地震の経験・教訓を踏まえて、新たな課題に対応する必要が生じた地域においては、これまで以上にハード対策(防護施設の整備など)とソフト対策(災害発生の事前、直前、直後、事後の情報提供、あるいは避難場所などの整備、被害軽減のための仕組みや設備の整備など)の両面から都市防災への強化を行い、安全・安心な都市の形成を進めます。

(2) 災害発生に備えた事前準備(復興事前準備)

- 〇危機管理意識の啓発は、市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化し、市民の防災意識 の高揚を図ります。
- ○災害時における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織のさらなる充実に努めるとともに、防災訓練などに市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。
- ○平時からの防災意識の高揚を図るため、防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップなどによる情報提供・防災知識の普及など、平常時から被害の未然防止や減災などの災害予防対策に取り組みます。
- ○本市は観光を地域の主要産業として位置づけていることから、観光客など玉名市の地形(地図)情報に詳しくない来訪者でも迅速な危険回避行動をとることができるよう、ピクトグラム(絵文字、絵単語、サイン)を用いた情報案内板の設置など、誰もがわかりやすい情報提示に配慮します。
- 〇災害時の倒壊・延焼等の被害が懸念される区域については、道路整備や建築物の耐震化・難燃化等 の安全性の向上に向けた取組を推進します。
- ○大規模災害によって市街地が壊滅するような事態を想定し、復興まちづくりによって目指す都市の将来 像や、形成していく都市構造を、次の視点を踏まえ、検討します。

【復興まちづくりにおける対応方針】

- 1. 大規模災害発生前より災害に強いまちづくりを行う
- 2. 将来を見据え、持続可能な集約型都市構造を形成する

(3)防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取組

- 〇安全で安心な生活を営むことができるよう、行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域 防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。
- ○「玉名市空家等対策計画」に基づき、関係団体と連携し、市街地や集落の住宅街における死角や学校 周辺をはじめとする危険箇所、防犯・防災上、危険性の高い空家等について把握するとともに、速やか な老朽危険空き家の除却を促進するための施策を状況に応じて検討していきます。また、対策が必要 な場所については、行政区などの管理団体に防犯灯設置の補助制度の活用を働きかけるなど、犯罪 の起こりにくい環境整備を推進します。

(4)交通安全の取組

- 〇市街地内や集落内の生活道路においては、車輌速度や通過交通の流入を抑制するとともに、交通量の多い幹線道路や通学路については、歩道を設置するなどして歩行者と車を分離し、安全な歩行空間と円滑な自動車走行空間の確保に努めます。
- ○交通事故の危険性が高い場所については、警察署と連携して集中的な事故防止対策を実施するほか、高齢者や観光客などの歩行者が多い温泉街や商店街、住宅密集地においては、車輌速度を抑制

する道路構造の工夫と通過交通を発生させない交通規制の手法を組み合わせて実施するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を、引き続き、推進していきます。

(5)地域コミュニティ維持への取組

〇人口減少と少子・超高齢社会の到来により、進行が想定される中山間地域を中心とした過疎化と、身近に利用できる商店の減少といった社会情勢の変化に対応し、高齢者が地域から孤立したり、地域の日常生活に過度な負担がかかったりすることがないよう、コミュニティの維持に努めます。

7 福祉のまちづくりに関する方針

7.1 福祉のまちづくりの基本方針

市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、 お互いの立場・考え方を尊重し合い、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが大 切です。

また、誰もが自らの能力を活かして、自立的に、安心して暮らし続けることができ、また、積極的に社会参加できる地域社会・地域空間の形成が今後一層求められます。

このような考え方から、市民・行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが安心して、かつ健康で元気に暮らし続けることのできる地域社会の実現に向けて、福祉のまちづくりを進めていきます。

7. 2 福祉のまちづくりの具体的方針

(1)九州看護福祉大学との連携

〇九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。

(2)公共・公益施設の整備・改善

- ○公民館、図書館などの公共・公益施設については、各種基準などに基づき、施設のバリアフリー化を継続するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。
- 〇民間の施設も含めて、不特定多数の人たちが利用する店舗などについてもユニバーサルデザインの考 え方の普及を図るため啓発を行っていきます。

(3) 市民のニーズに応じた住まいの確保

- 〇市民誰もが、それぞれの必要に応じた住宅を確保できるような住宅施策を推進します。
- ○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策の推進や、超高齢社会への対応や子育て 世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導など、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流で きる住環境づくりを推進します。
- ○公営住宅の建て替えや老朽化が著しい既設公営住宅などの改修は、「玉名市公営住宅等長寿命化 計画」に沿って計画的に実施するほか、公営住宅周囲の環境面も併せて整備を行い住みよい住宅環 境づくりに努めます。

(4)地域福祉を担う人材・団体の活動促進

- 〇市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実 し、心のバリアフリーを進めます。
- 〇地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童 委員、福祉協力員、自治会などの地域福祉活動に関わる様々な団体の個々の活動を支援・促進し、 地域で支え合う力の活性化を図ります。

(5)地域福祉ネットワークの構築と拠点確保

- 〇本市には、地域福祉に関わる活動を行う様々な団体があり、地域福祉を推進するため、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりに取り組みます。
- ○地域のネットワークや個々の団体などの活動を推進するため、活動拠点の確保が必要であり、既存の公共施設(保健センター、福祉センターなど)はもとより、地域の公民館・集会所、学校施設などの様々な社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として利活用できる仕組みづくりを進めます。

(6)地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進

- ○すべての市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰も が安全に活動できる環境づくりも重要な課題であることから、子どもや高齢者、障がい者などを虐待や犯 罪、災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。
- ○誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、今後のまちづくりにおいては、すべての人にとってやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や、移動手段の確保に取り組みます。

第5章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想は、本市を6つの「地域」に区分し、それぞれの地域のまちづくり方針を定めます。区分にあたっては、まちづくりのまとまりや地形地物、土地利用、日常生活の交流条件などを考慮し、下記に示す区域に区分します。



地域名	対象地区	特徴(概略)
北部	月瀬 石貫 三ツ川	市北部に位置し、小岱山、そのふもとの農地など、 自然的土地利用が大半 を占めるエリア である。この地域には、石貫ナギノ横穴群などの史跡が 点在している。
中部	玉名町 築山 玉名	市中央部に位置し、 既成市街地及び市街地化が進んでいるエリア である。 市役所をはじめとする官公庁・新玉名駅・玉名駅など、多くの公益施設が 集積する。地域の主要幹線道路として、国道208号、県道寺田岱明線が 横断している。
西部	滑石 睦合 大野 高道 鍋	市西部に位置し、 <u>岱明地区を中心とした菊池川右岸のエリア</u> である。地域の大半は田畑などの田園地帯が広がる自然に恵まれた地域となっている。中央部を東西に走る JR 鹿児島本線には、大野下駅が立地している。南側の有明海沿岸部には、交流拠点の鍋松原海岸がある。
東部	伊倉 八嘉 小田 梅林	市東部に位置し、 <u>地域中央部を走る国道208号、県道寺田岱明線、県道</u> <u>熊本玉名線を軸とした菊池川左岸のエリア</u> である。田園地帯と森林地帯 に大別され、桃田運動公園、伊倉商店街、肥後伊倉駅を有する。
南部	豊水 大浜 横島	市南部に位置し、 <u>横島地区を中心とした菊池川左岸のエリア</u> である。干拓による田園地帯における施設園芸などが盛んである。地域中央を国道501号が走り、有明海にも面している。
南東部	玉水 小天 小天東	市南東部に位置し、 <u>天水地区で構成されるエリア</u> である。金峰山系の緩 やかな傾斜面を活用した果樹栽培が盛んな中山間地と田園地帯からな り、熊本市と隣接する。

2 地域別まちづくりのテーマ・方針

本市の都市づくりの目標である、『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』を達成するため、市域の6つの地域がそれぞれの地域特性を活かしつつ、役割を分担し、全体としての調和のとれた発展を遂げるよう、各地域におけるまちづくりのテーマを設定します。

地域	各地域のまちづくりのテーマ・方針
北部	里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ◆ 豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり◆ つながりのある地域づくり
中部	自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ ◆ 「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり ◆ 観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり
西部	地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ◆ 地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり◆ 交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり
東部	自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域へ ◆ 自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり ◆ つながりのある安心して生活ができる地域づくり
南部	干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ◆ 自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり◆ 歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり
南東部	丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしのある南東部地域へ◆ 豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり◆ 交流といやしのある暮らしやすい地域づくり

3 地域ごとの今後の方向性

地域ごとの今後の方向性について、以下に整理しています。

地域ごとの今後の方向性についての整理

北部地域「里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ」

- |① 豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり
- ・小岱山や菊池川、繁根木川、山林や田畑などの自然環境の保全・活用
- ・県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道の集落の快適な住環境の維持など

② つながりのある地域づくり

- ・産業集積の土地利用の推進(三ツ川地区の一部)
- ・小岱山麓の農業集落における代々受け継がれてきた里山景観の保全
- |・横穴墓や、寺社や山城など数多くの歴史的資源の継承・活用
- ・九州看護福祉大学との連携・協力
- ・地域コミュニティの維持・向上(小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成)

西部地域「地域資源を誇り、

つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ

- ① 地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり
- ・菊池川、有明海沿岸部、田畑等の自然環境の保全・活用
- ・「開田のホタル」「日嶽」、「菊池川のハゼ並木」や「大野下の大ソ テツ」、「晒船着場跡」、「鍋松原海岸」等、幅広く特色のある地域 資源の活用
- ・農水産業の振興に繋がるまちづくり
- ② 交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり
- ・小学校区単位を基礎とした地域コミュニティ活動の推進
- ・鍋松原海岸におけるスポーツ及びコミュニティ活動の推進
- ・岱明支所周辺の公共公益施設の集約化

南部地域「干拓地を生かした 歴史・文化を感じる南部地域へ」

- ① 自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづ
- ・有明海沿岸部、菊池川、干拓による田園地帯等の自然環境の保全・活用
- ・農水産業の振興に繋がるまちづくり

② 歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり

- ・廻船問屋街、大浜飛行場及び関連施設跡、石塘・石塘樋門、旧玉名干 拓施設等の歴史的資源の継承・活用
- ・横島支所周辺の公共公益施設の集約化

中部地域「自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ」

① 「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわ しい地域づくり

- ・本市の主要な都市機能集積に応じた人口集積の推進及びにぎわいの ある交流エリアの形成
- 新玉名駅周辺:有効な土地利用による拠点性向上
- ・玉名駅周辺:交通結節点としての機能向上、アクセス性の向上、拠点性 向上及びにぎわいのある交流エリアの形成
- ・玉名市役所本庁舎周辺:拠点性に応じた人口集積の推進
- ・旧玉名市役所周辺:にぎわいのある市街地形成
- ・公立玉名中央病院跡地の有効活用に向けた検討

② 観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり

- ・玉名温泉街、高瀬地区、山田の藤等、市を代表する観光施設や菊池川等の自然景観の有効活用・交流の推進
- ·蛇ヶ谷公園等におけるレクリエーション、スポーツ及びコミュニティ活動 の促進

東部地域「自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域へ」

① 自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり

- ・菊池川や農地等の自然環境の保全・活用
- ・農業の振興につながるまちづくり
- ・梅林天満宮、伊倉北・南八幡宮などの歴史資源の継承や活用

② つながりのある安心して生活ができる地域づくり

- ・桃田運動公園等の市民の憩いの場、スポーツ及びコミュニティ活動の場における交流機能の維持・向上
- ・花づくりや伊倉フットパス等の市民主体の交流活動の推進
- ・地域コミュニティの維持・向上(小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成)

南東部地域「丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしの南東部地域へ」

① 豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり

- ・金峰山系の山々、田園地帯などの自然環境の保全・活用
- ・農業の振興につながるまちづくり
- ・前田家別邸、草枕温泉てんすい、草枕交流館、実山展望公園、尾田の丸 池、笠智衆の生家など様々な地域資源や特色ある景観資源の活用

② 交流といやしのある暮らしやすい地域づくり

- ・金峰山系山間部は休息やレクリエーションの場としての活用の推進
- ・小天温泉における既存観光施設の有効活用や活性化
- ・天水支所周辺の公共公益施設の集約化
- ・計画的な土地利用による集落の維持向上

市全域

市街地ゾーン周辺の農地

·本市の基幹産業である農業の振興を進めると同時に、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与している区域として 保全を図る

菊池川などの河川空間

三ツ川

玉名温泉

南部地域

横島支所

横島

中部地域

睦合

元八 高道

岱明支所

滑石

大浜

太野下駅大野

部地域

鍋

鍋松原海岸

鹿児島本線

築山

北部地域

玉名

桃田運動公園

伊倉

玉水

石貫

月瀬

小田

東部地域

肥後伊倉駅 八嘉

南東部地域

天水支所

小天温泉

小天

梅林

- ・浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進
- ・生態系に十分配慮した環境共生の取組や、豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として積極的な活用を図る
- ·(豊かな自然環境を保全していくために)自然と共存した都市づくりを推進

小天東

4 地域別構想

4. 1 北部地域(※対象地区:月瀬、石貫、三ツ川)

(1)地域の現況

〔地勢〕

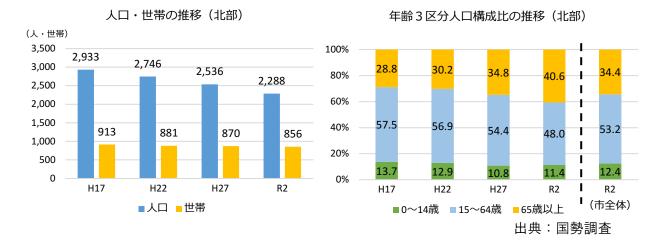
- ○南関町、和水町と隣接する市北部に位置し、小岱山や菊池川、繁根木川など の自然的資源に恵まれたエリアです。
- ○地域の大半を山林や田畑が占めており、谷あいを走る地域の主要な動線である県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道に主に集落が形成されています。



図ー北部地域の位置

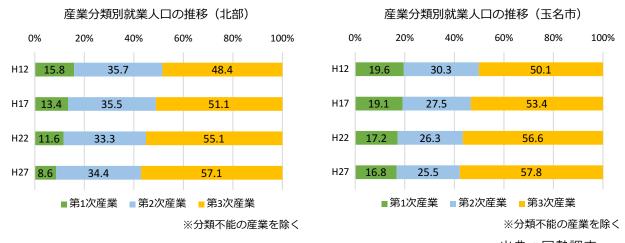
[人口]

〇人口は減少傾向です。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも高く、平成27年度から令和2年度にかけて急速に高齢化が進展しています。



〔産業構造〕

〇産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第 1 次産業の割合が若干低く、第2次産業の割合が若干高くなっています。



出典:国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「治水・治山などの防 災対策強化」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」な どを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表-将来の本市のまちづくりへの期待(北部地域、各観点で1位のものを抜粋)

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
住宅地の環境向上	身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善	82	60.7%
防災	治水・治山などの防災対策強化	81	59.1%
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの	80	58.4%
	水質保全・浄化		
商業地	郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導	77	57.5%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	77	56.2%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした	64	47.4%
△四	公園の整備	04	47.470
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	56	44.1%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	59	43.1%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持	57	42.2%
压化 山小	すべき	37	72.270
工業地	工業団地等の整備による新たな工業用地の確保	52	39.1%

(2)本地域における主要課題

〔豊かな自然環境の保全・活用〕

〇小岱山に連なる丘陵地をはじめとした自然的要素を市民の財産として後世に継承するとともに、新たなに ぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

〔豊かな自然環境に囲まれた居住地としての快適性の維持〕

〇県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道の集落においては、豊かな自然環境に囲まれた、落ち着きのある快適な住環境を維持する必要があります。

[安全で安心できる暮らしの実現]

○繁根木川流域における浸水被害、小岱山に連なる丘陵地における土砂災害などといった自然災害や、 火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の 確保に努める必要があります。

[地域コミュニティの維持・向上]

〇地域住民と関係団体による連携や、市民と行政との連携により、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3)基本的な考え方・テーマ

「里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ」

本地域では、「里山のやすらぎと安心・つながりのある北部地域へ」をテーマに取り組みます。 具体的には、〔豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり〕、〔つながりのある地域づくり〕を 推進します。

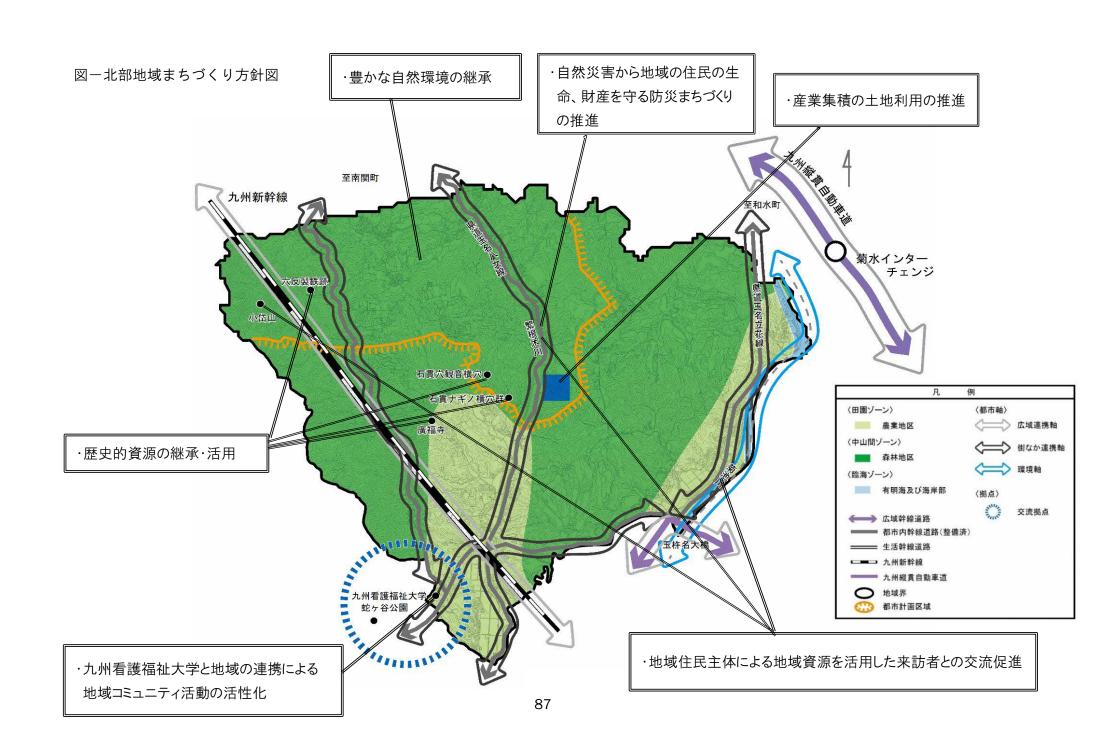
(4) まちづくりの方針と主要な施策

〔豊かな自然環境に囲まれたやすらぎと安心のあるまちづくり〕

豊かな自然環境の継承	 ○小岱山に連なる丘陵地は、現在、小岱山森林公園整備連絡協議会が、保全林整備と森林公園内保護管理及び運営を行っています。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。 ○里山環境の保全に向けた維持・管理の取り組みを検討します。 ○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。 ○不法投棄の防止対策を講じます。
地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進	○本市の環境軸である菊池川や繁根木川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。○小岱山登山ルートの再整備並びに誘導サイン・案内サインの設置等を引き続き推進します。
豊かな自然環境との共生による住環境づくり	○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○県道玉名八女線、県道玉名立花線沿道の集落の快適な住環境の整備・改善を図ります(個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、 水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備等)。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立 地を誘導します。
自然災害から地域の住民の 生命、財産を守る防災まち づくりの推進	○繁根木川などにおける河川改修を推進します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進を図ります。

〔つながりのある地域づくり〕

	〇地域農産物などを活かした地域住民と来訪者との交流の場・機会づくり
市民と行政による協働のま	を推進します。
ちづくりの推進	〇地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実
	施します。
世 はつこ / の	〇公民館や集会所、空き家(遊休不動産)などの既存施設を活用した活
地域コミュニティの維持・向	動拠点の形成を図ります。
上	〇小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成を図ります。
	〇三ツ川地区の一部においては、現在、民間開発による産業団地の造成
産業集積の土地利用の推	計画が進んでいます。今後、産業集積の土地利用が進んでいく可能性
進	があるため、企業立地推進計画の中で地域未来投資促進法における
	重点促進区域として位置付けを行っていく等、検討を進めます。
情報通信環境の改善	〇三ツ川地区・石貫地区では、引き続き、情報通信環境(インターネットな
情報理信環境の以 当	ど)の改善を図ります。
	○古墳時代に造られた横穴墓や、寺社や山城など多くの歴史的資源が
歴史的資源の継承・活用	点在しており(例:石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴、六反製鉄跡、
	廣福寺)、それらの継承・活用を図ります。
九州看護福祉大学と地域	○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設
の連携による地域コミュニ	民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推
の連携による地域コミューティ活動の活性化	進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さら
ノイル当リックは江山	なる交流機能の維持・向上を図ります。



4. 2 中部地域(※対象地区:玉名町、築山、玉名)

(1)地域の現況

〔地勢〕

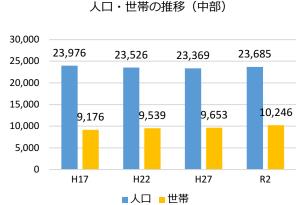
- ○市中央部に位置し、地域北側を除いた地区全般において、市街化が進んでいるエリアです。地域の主要な幹線道路として、国道 208 号、県道寺田岱明線が横断しています。
- ○市役所をはじめとする官公庁施設、県北くまもと病院などの医療・福祉施設、 観光拠点である玉名温泉街、交流拠点である蛇ヶ谷公園、交通拠点である 新玉名駅及び玉名駅、商業・業務施設、教育施設など、本市の主要な都市 機能が集積しています。

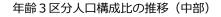


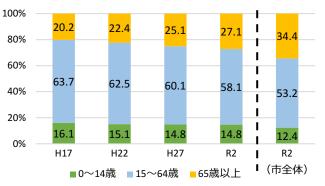
図ー中部地域の位置

[人口]

○人口はほぼ横ばいで推移しています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率 は市全体よりも低く、緩やかに高齢化が進行しています。



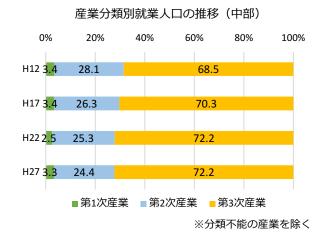


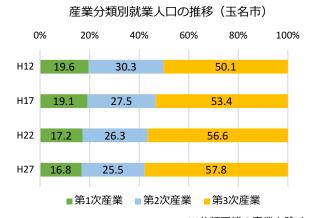


出典:国勢調查

〔産業構造〕

〇産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第 1 次産業の割合が非常に低く、第3次産業の割合が非常に高くなっています。第3次産業の割合は6地域の中で最も高くなっています。





※分類不能の産業を除く出典:国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「安全でおいしい水を 安定供給できる上水道施設の整備」、「治水・治山などの防災対策強化」などを重要だとする回答者が 多い傾向にあります。

表一将来の本市のまちづくりへの期待(各観点で1位のものを抜粋)

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
住宅地の環境向上	身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善	81	58.7%
水環境に関わる施設の整備	安全でおいしい水を安定供給できる上水道施設の整備	73	53.7%
防災	治水・治山などの防災対策強化	70	51.5%
商業地	様々な生活利便施設が整った中心市街地の整備	67	49.3%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	66	48.2%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	61	45.2%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	59	43.4%
公園・緑地の整備	身近で日常的に利用できる小さな公園、広場の整備	54	40.0%
工業地	工業団地等の整備による新たな工業用地の確保	53	39.0%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	51	38.1%

(2)本地域における主要課題

〔交流拠点都市の中心部としての拠点性向上〕

○「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部として、また、本市の中心拠点として、多くの来訪者・来街者を受け入れる受け皿づくりや、本市全体での交流促進を図るためのソフト・ハード対応を図る必要があります。

[利便性の高い快適な市街地環境の形成]

〇本地域の市街地は、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの各種機能の維持・集積 を図る中心拠点として、さらには、本市における計画的な住宅市街地形成を重点的に進める地区として、 さらなる市街地の整備・改善に努める必要があります。

[本市の中枢を担う市街地としての防災性向上]

○大規模災害を想定し、防災拠点の機能を併せ持つ本市の中枢を担う地域として、防災機能の向上に努めるとともに、中心拠点~市内各拠点間のアクセス確保に努める必要があります。また、浸水被害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

[地域コミュニティの維持・向上]

○地域住民と関係団体による連携や、市民と行政との連携により、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3)基本的な考え方・テーマ

「自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ」

本地域では、「自然と調和した便利で活気あふれる中部地域へ」をテーマに取り組みます。

具体的には、〔「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり〕、 〔観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり〕を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

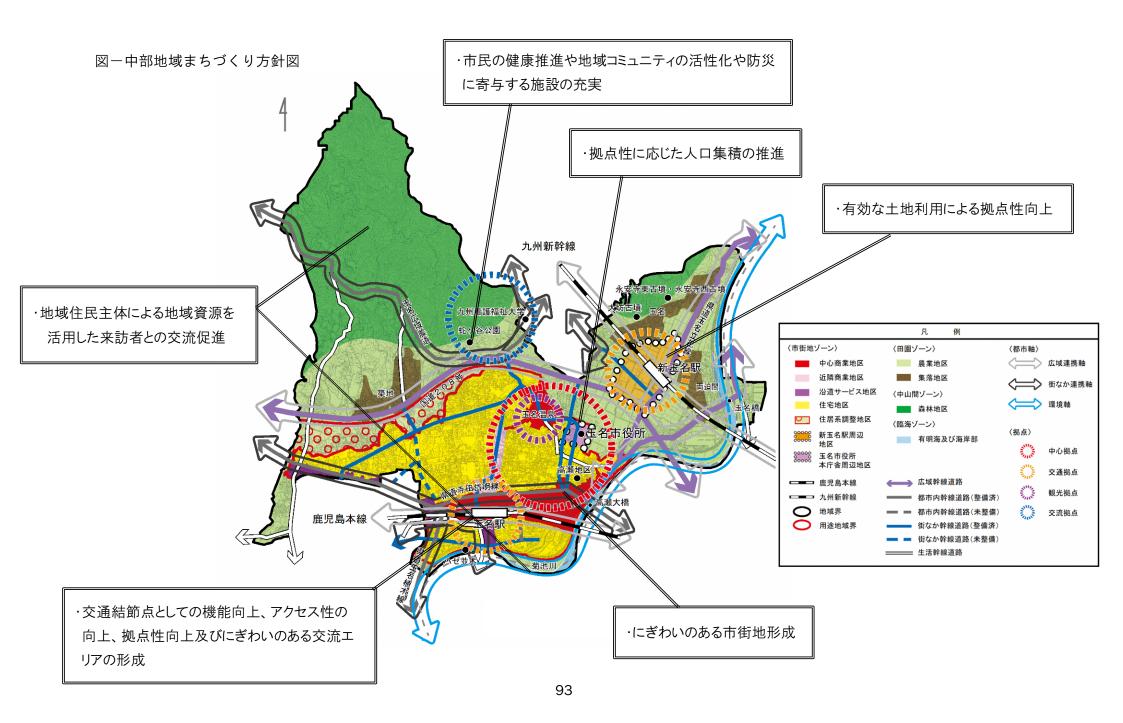
〔「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい地域づくり〕

にぎわいのある交流エリア の形成	○本市の主要な都市機能集積に応じた人口集積の推進及びにぎわいの ある交流エリアの形成を進めます。 ○玉名市中心部においては、まちづくりの中心拠点施設(コワーキングス
	ペースや新規起業の拠点)整備を進めます。
新玉名駅周辺: 有効な土 地利用による拠点性向上	○新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、『田園風景にたたずむ県北 玉名のゲートタウン』の実現を目指し、周辺の土地利用との調和を図る とともに、適正な機能の誘導に努めます。 ○駅南の幹線道路沿いについては、商業系の機能を中心に誘導するとと もに、地区内のインフラ整備を進めながら、県北の玄関口にふさわしい 新たな都市空間の形成に努めます。 ○新玉名駅の駅舎イメージである「森の中の駅」を尊重し、周囲 の田園風景との調和にも配慮した景観の形成に努めます。 ○新玉名駅の駐車場は、利用者の実態を定期的に把握しながら、周辺 の開発等の動向を踏まえて、指定管理制度による維持管理を継続しま す。
玉名駅周辺:交通結節点 としての機能向上、アクセ ス性の向上、拠点性向上 及びにぎわいのある交流エ リアの形成	 ○玉名駅においては、バス・タクシーとの連携を強化する取り組みを推進するなど、交通結節点としての機能向上を図るとともに、大野下駅、肥後伊倉駅と連携した公共交通システムを検討します。 ○玉名駅周辺については、中心拠点、観光拠点などの都市内の各拠点間を連絡する公共交通への乗り換え利便性の強化に向けて、交通結節点としてのユニバーサルデザインに配慮した機能の向上を図ります。 ○玉名駅周辺から玉名温泉街、新玉名駅までの歩行者・自転車ネットワークを確立する等、アクセス性の向上を図ります。 ○にぎわいのある交流エリアの形成を図ります。
玉名市役所本庁舎周辺: 行政サービス機能の集積・ 強化	○玉名市役所本庁舎周辺については、歴史博物館こころピア、玉名市民会館などが集積していることから、玉名市文化・行政拠点特別用途地区に指定しており、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化を引き続き図ります。
旧玉名市役所周辺:にぎわいのある市街地形成	〇公共・公益施設や生活サービス施設などが集積する旧玉名市役所周 辺においては、民間事業者への市場調査を行うなど、便利でにぎわい

	のある市街地の形成に向けて取り組みを進め、計画的な都市空間形成
	に努めます。
	〇旧庁舎跡地については、今後は一層拠点エリアとしての求心力向上を
	図るため、旧庁舎跡地の有効活用や積極的な都市機能の誘導を図っ
	ていきます。
公立玉名中央病院跡地の	〇地域にとって有益なスペースとなるように、独立行政法人くまもと県北
有効活用に向けた検討	病院と連携し、今後の具体的な利活用等の方向性を検討します。
	〇小岱山に連なる丘陵地は、現在、小岱山森林公園整備連絡協議会 が、保全林整備と森林公園内保護管理及び運営を行っています。今
	後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形
豊かな自然環境の継承	成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。
	○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに
	利活用に向けた支援を実施します。
	〇不法投棄の防止対策を講じます。
地域住民主体による地域	〇本市の環境軸である菊池川や繁根木川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。
資源を活用した来訪者との	○小岱山登山ルートの再整備並びに誘導サイン・案内サインの設置等を
交流促進 	引き続き推進します。
	○無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導並びに居
	住環境の質的向上を図ります。
	〇古くから市街化が形成された密集市街地(高瀬地区)については、地域
	住民が生活しやすく、市民にとって魅力ある地区として再生するため、
	地域コミュニティの維持・活用や伝統・文化の維持・保全、安全性の確保に配慮しつつ、地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進に
	然に配慮し プラ、地域 住民、 関係 有 と の 励 関によるよう ブンダの 推進に 割
快適な住環境づくり	○「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の建設や老朽
	化が著しい既設公営住宅などの改修を進めます。
	○住環境の整備・改善を進めます。
	○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。
	〇大規模空閑地における土地の有効活用を図ります。
	〇県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を推進しま
	す。
	○福祉施策との連携による誰もが安心して暮らせる住宅施策の展開を図
	ります。
安心して、健康で元気に暮	〇高齢者や観光客などの歩行者が多い地域などにおける「人」の視点に
らし続けることができるまち	立った交通安全対策を推進します。
づくり	○大規模地震の発生に備えた建築物の耐震化、耐火・不燃化並びに老
	朽密集市街地の環境改善を促進します。
	〇避難所や医療機関などへの緊急輸送道路(通行機能)確保を推進しま
	す。
自然災害から地域の住民	○繁根木川などにおける河川改修を推進します。
の生命、財産を守る防災ま	〇土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進を図ります。
ちづくりの推進	
市民と行政による協働のまたが、	○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実
ちづくりの推進	施します。

〔観光振興や交流の推進を通じた活気あふれる地域づくり〕

	〇玉名温泉街、高瀬地区、山田の藤等、市を代表する観光施設や菊池 川等の自然景観の有効活用・交流の推進を図ります。
	○玉名温泉街については、広域的な観光連携も視野に入れ、新玉名駅
	へのアクセス向上や来訪者が安全・安心して訪れることのできるまちづく
	りを目指します。
	┃○高瀬地区の商店街については、景観条例(景観計画)及び地区計画に
	より、引き続き、街並み景観の形成を推進します。また、地域の伝統、
	まつり、コミュニティなどの特性を取り入れた空間の形成や集客事業の
	展開及び情報発信に対する支援を実施します。
	○玉名温泉街や髙瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏ま
	え、主要な公共施設や各種集客施設周辺を中心に、道路幅の確保や
	歩道のバリアフリー化、電線類の地中化などによって、高齢者・障がい
	者などすべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努め ます。
	〇既存の商店街については、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統
玉名温泉街、高瀬地区、	一感のある街並み景観の形成、ならびに、地域の特性を活かした賑わ
山田の藤等の観光施設、	い空間の形成を推進します。
菊池川等の自然景観の有	〇高瀬地区の菊池川一帯は、「高瀬地区かわまちづくり計画書」に基づく
効活用・交流の推進	整備を行い、現在、民間団体によるカヌー体験、和船乗船体験、水辺
	カフェの開催など、菊池川の魅力を発信させるイベント活動が行われて
	います。また、平成 29 年4月には、菊池川流域の「2千年にわたる米
	作り」をテーマとしたストーリーが日本遺産に認定されています。今後も、
	引き続き、河川管理者と地域住民との協働により、親水空間やレクリエ ーション空間の創出を図ります。
	○各種団体が連携した集客事業の展開(観光·温泉マップの統合及び拡
	○本市の環境軸である菊池川や、繁根木川における河川空間とまち空間
	の融合が図られた良好な空間形成及びイベント会場としての活用を図り
	ます。
	○境川の県管理区間については、境川改修事業促進期成会の活動を通
	して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化するととも
	に、市管理区間も下流とのバランスを考慮しながら計画的な整備を推
	進します。また、河川改修にあたっては、県や市が一体となって進めま
	す。
	〇蛇ヶ谷公園については、人や自然との交流の場として、また、市民の憩
市民の健康推進や地域コ	いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場とし
ミュニティの活性化や防災	て、さらなる機能の集積・充実を図るとともに、「玉名市地域防災計画」
に寄与する施設の充実	に災害時における指定緊急避難場所としても位置づけ、計画的な整備
	を図ります。



西部地域(※対象地区:滑石、睦合、大野、高道、鍋)

(1)地域の現況

〔地勢〕

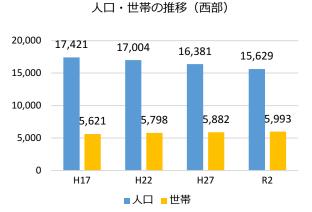
- ○南西部の荒尾市、長洲町との隣接部、有明海沿岸部に位置し、岱明地区を 中心とした菊池川右岸のエリアです。
- ○岱明支所を中心に、地域の主要な動線である国道 501 号沿道及び県道長 洲岱明線沿道に市街地が形成されていますが、地域の大半は田畑などの田 園地帯が広がる自然に恵まれた地域です。
- ○地域の中央部を東西方向に走るJR 鹿児島本線には、大野下駅が立地して います。
- ○地域南側の有明海沿岸部には、交流拠点である鍋松原海岸があります。



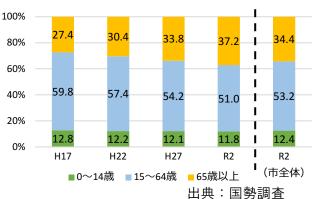
図一西部地域の位置

[人口]

○人口は緩やかに減少しています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市 全体よりもやや高くなっており、緩やかに高齢化が進行しています。

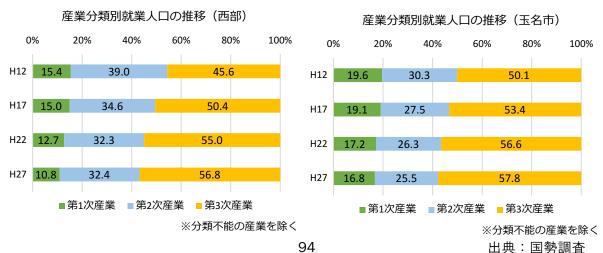


年齢3区分人口構成比の推移(西部)



〔産業構造〕

〇産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が若干低く、第2次産業の 割合が若干高くなっています。



〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表-将来の本市のまちづくりへの期待(各観点で1位のものを抜粋)

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした	76	58.9%
ム圏・秋地の金浦	公園の整備	70	36.9%
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの	72	55.8%
小塚児に関わる肥政の登開	水質保全・浄化	/2	55.8%
住宅地の環境向上	身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善	68	53.1%
防災	避難地・避難路の確保	65	50.8%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	64	49.6%
商業地	各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	58	46.0%
### 11. 11	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持	52	40.9%
農地、山林	すべき	32	40.9%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	50	38.8%
工業地	地場企業の活動支援や助成制度(税金の減免措置等)の充実	47	37.3%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	39	33.3%

(2)本地域における主要課題

[地域資源の活用による新たなにぎわいの創出]

〇地域内に点在する数々の歴史的資源や豊かな自然環境などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

[市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持]

○岱明支所を中心とした市街地においては、本市西部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着きのある 快適な住環境を維持する必要があります。

[安全で安心できる暮らしの実現]

〇浸水被害や高潮被害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減する ため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔伝統文化の継承による地域コミュニティの維持・向上〕

〇神事や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、地域住民と行政が一体となり、 地域コミュニティを維持する必要があります。

(3)基本的な考え方・テーマ

「地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ」

本地域では、「地域資源を誇り、つながりを基軸とした暮らしやすい西部地域へ」をテーマに取り組みます。

具体的には、〔地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり〕、〔交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり〕を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

[地域資源を見つめ直し、活用したまちづくり]

豊かな自然環境の継承	 ○小岱山に連なる丘陵地は、現在、小岱山森林公園整備連絡協議会が、保全林整備と森林公園内保護管理及び運営を行っています。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。 ○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援を実施します。 ○菊池川、有明海沿岸部、田畑等の自然環境の保全・活用を進めます。 ○不法投棄の防止対策を講じます。
市民の健康推進や地域コ	〇岱明中央公園グラウンドの機能の充実を図ります。
ミュニティの活性化に寄与	〇岱明防災コミュニティセンターの機能の充実を図ります。
する施設の充実	
地域住民主体による地域 資源を活用した来訪者との 交流促進	 ○本市の環境軸である菊池川におけるウォーキングコースなどの整備を推進します。 ○小岱山登山ルートの再整備並びに誘導サイン・案内サインの設置等を引き続き推進します。 ○「開田のホタル」、「日獄」、「菊池川のハゼ並木」や「大野下の大ソテツ」、「晒船着場跡」、「鍋松原海岸」等、幅広く特色のある地域資源の活用を進めます。 ○地域主体による地域資源マップの作成や各種観光施設の改善、イベントバスの運行、誘導サイン・案内サインの設置などによる交流促進活動の支援を行います。 ○有明海の水質保全と海岸線の保全・活用に向けた環境学習会などを行います。 ○アサリや海苔などの地域を代表する水産物などを活かした観光産業の振興を図ります。

[交流やつながりを通じた暮らしやすい地域づくり]

Y-10	○有明海沿岸道路(熊本県側)の熊本市〜大牟田市間については、継続 して候補路線から計画路線への指定を要望します。
道路・交通の利便性の向	〇大野下駅においては、玉名駅、肥後伊倉駅と連携した公共交通シ
上	〇人野下駅においては、玉石駅、肥後伊倉駅と建携した公共文通システムを検討します。
十段下町での出せっこ。	○大野下駅は、人が集う場としても活用しており、今後も引き続
大野下駅での地域コミュニ	き、そのような活動を推進します。
ティ活動の推進	
AD IN STAN III.	○鍋松原海岸では、現在、岱明漁協や地引網保存会による潮干狩り体
鍋松原海岸におけるコミュ	験や地引網体験が行われています。今後も、地域団体と連携し、主に
ニティ活動の推進、交流機	砂浜活用を中心に推進することで、レクリエーションによる交流機能の維
能の維持・向上	持・向上を図ります。また、豊かな自然を活かし、既存施設の有効活用
	や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備に努めます。
地域拠点としての岱明支	〇岱明支所周辺は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコ
所周辺の市民生活を支え	ミュニティ活動の拠点として、周辺の公共・公益施設の集約化や、生活
る機能・施設の維持・向上	サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
	○住環境の整備・改善を進めます。
快適な住環境づくり	〇空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。
	〇路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域 密着型の公共交通の維持·効果的な展開を推進します。
*	〇滑石地区などの住宅密集地における生活道路の整備を視野に入れた 交通安全対策を推進します。
安心して、健康で元気に暮	〇生活道路における事故抑止対策を実施します。
らし続けることができるまち	〇ハード・ソフトー体となった津波・高潮対策を推進します。
づくり	〇岱明中央公園グラウンドにおける指定緊急避難場所としての機能充実 を図ります。
	〇岱明防災コミュニティセンターの機能の充実を図ります。
	〇地域住民が参加しやすい工夫を凝らした防災訓練を実施します。
	〇地域主体による伝統行事や自主活動(滑石地区ふれあいデー、地区
	対抗スポーツイベントなど)の開催に対する支援を行います。
	〇地域住民や関係団体がともに活動する「地域運営組織(仮称)」の設置
十日に行わった747年の十	検討を進めます。
市民と行政による協働のま	〇地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実
ちづくりの推進	施します。
	○地域ネットワーク及び個々の団体などの活動促進に向けた公公民館や
	集会所、空き家(遊休不動産)、学校施設などの既存施設を活用した
	活動拠点の形成を推進します。
	○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立
よる居住環境と営農環境	地を誘導します。
の調和	
^>메리.I H	



4. 4 東部地域(※対象地区:伊倉、八嘉、小田、梅林)

(1)地域の現況

[地勢]

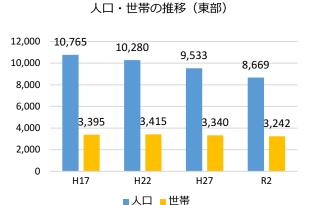
- ○玉東町、和水町と隣接する市東部に位置し、菊池川をはじめ、山々や田畑を 中心とした農地などの自然的資源に恵まれたエリアです。
- ○本地域の主要な動線である国道 208 号、県道寺田岱明線沿道、県道熊本 玉名線沿道に市街地や集落地が形成され、中央部を東西方向に走る JR 鹿 児島本線には肥後伊倉駅が立地しています。

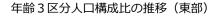


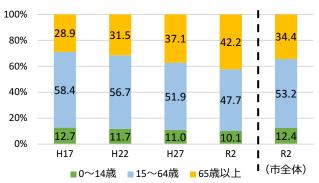
図ー東部地域の位置

[人口]

〇人口は減少傾向になっています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市 全体よりも高くなっており、近年、急速に高齢化が進展しているのが特徴的です。



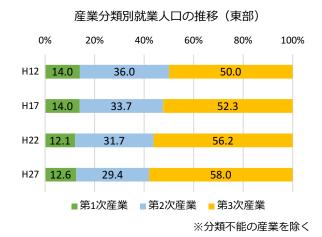




出典:国勢調査

〔産業構造〕

〇産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第 1 次産業の割合が低く、第2次産業の割合が高くなっています。



産業分類別就業人口の推移(玉名市) 0% 20% 40% 60% 80% 100% H12 30.3 50.1 53.4 H17 19.1 27.5 56.6 H22 26.3 H27 25.5 57.8 16.8 ■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業

出典:国勢調査

※分類不能の産業を除く

[地域住民の評価]

○アンケート調査からは、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・ 浄化」、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表-将来の本市のまちづくりへの期待(各観点で1位のものを抜粋)

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの 水質保全・浄化	83	59.7%
住宅地の環境向上	身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善	84	59.6%
商業地	郊外部やバイパスなど幹線道路沿いへの商業施設の誘導	73	52.5%
防災	避難地・避難路の確保	69	49.3%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	68	48.6%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持 すべき	67	48.2%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	63	45.0%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした 公園の整備	59	42.1%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	46	35.7%
工業地	工場の敷地内緑化や、建物の美観促進、公害防止など、周辺環境と の調和対策の推進	46	34.3%

(2)本地域における主要課題

[地域資源の継承と新たなにぎわいの創出]

〇地域内に点在する数々の歴史的資源などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわい を創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

[市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持]

○市街地においては、地域住民の生活利便サービス機能の維持・向上を図り、既存集落においては、人口減少・高齢化に対応した、落ち着きのある快適な住環境を維持する必要があります。

[安全で安心できる暮らしの実現]

〇浸水被害や土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減する ため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

〔伝統文化の継承による地域コミュニティの維持・向上〕

〇地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と 行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3)基本的な考え方・テーマ

「自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域へ」

本地域では、「自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域へ」をテーマに取り組みます。 具体的には、〔自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり〕、〔つながりのある安心して生活ができる

地域づくり)を推進します。

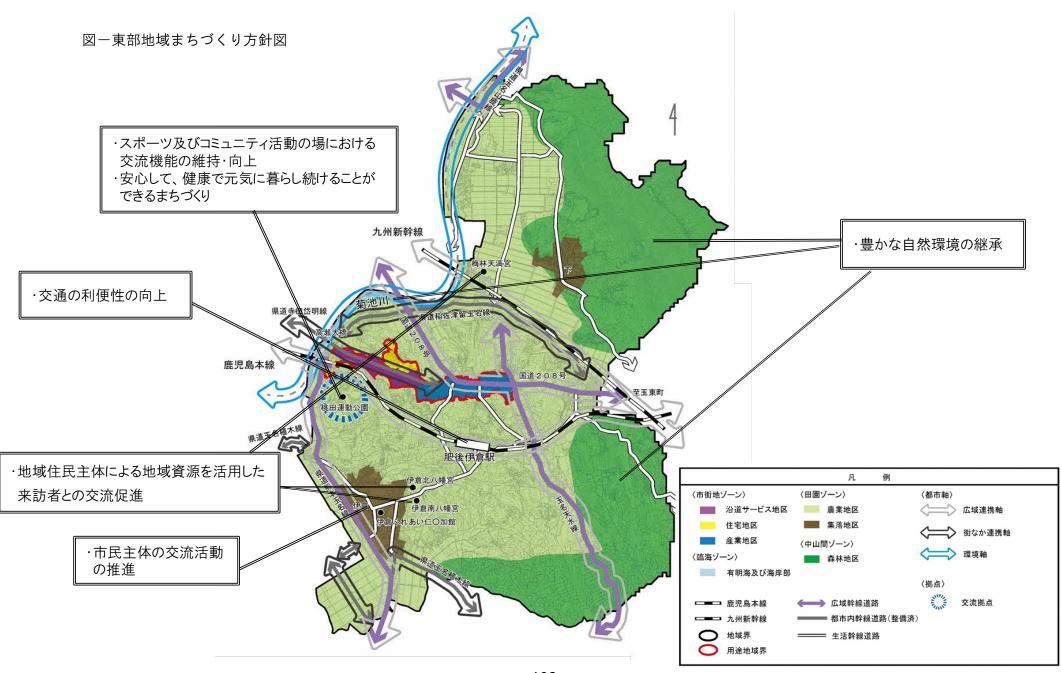
(4)まちづくりの方針と主要な施策

[自然的資源や歴史的資源を活かしたまちづくり]

曲儿女白似理技会似了	〇丘陵地における公益的機能(貯水機能、景観保全、生態系維持など)
	の維持・向上を図ります。
	○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに
豊かな自然環境の継承	利活用に向けた支援を実施します。
	○菊池川や農地等の自然環境の保全・活用を図ります。
	〇不法投棄の防止対策を講じます。
	〇地域主体による地域資源(梅林天満宮、伊倉南北両八幡宮、伊倉仁
	○加館(にわか)など)をめぐるコースの設定・紹介、農家民泊・農業体
	験の企画・運営並びに各種イベントの開催などといった地域資源の活用
	による交流促進活動に対する支援を行います。
地域住民主体による地域	〇本市の環境軸である菊池川における地域の景観、歴史、文化などを活
資源を活用した来訪者との	かした河川空間とまち空間の融合による良好な河川空間の形成(遊歩
交流促進	道、ウォーキングコースの設定)を推進します。
	〇集落内に点在する歴史的建造物(梅林天満宮、伊倉南北両八幡宮な
	ど)や伊倉仁〇加・神楽をはじめとした伝統芸能などの保全・継承並び
	に観光・交流資源としての活用を図ります。

〔つながりのある安心して生活ができる地域づくり〕

地域コミュニティの維持・向	〇小学校に代わるコミュニティ活動拠点の形成を図ります。
上	
17 0 TH 0 1	○肥後伊倉駅においては、大野下駅、玉名駅と連携した公共交通シ
交通の利便性の向上 	ステムを検討します。
スポーツ及びコミュニティ	○桃田運動公園等の市民の憩いの場、スポーツ及びコミュニティ活動の
 活動の場における交流機	場における交流機能の維持・向上を図ります。
能の維持・向上	
	〇花づくりや伊倉フットパス等の市民主体の交流活動を推進します。
市民主体の交流活動の推	〇既存商店街における商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成並
進	びににぎわい再生・創出に向けたイベント開催(夜市の企画・運営など)
	支援を実施します。
	〇県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を検討しま す。
 快適な住環境づくり	○住環境の整備・改善を進めます。
	○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。
	〇山間部の集落地などにおける広場などの整備を推進します。
	〇超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立 地を誘導します。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまち	○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策を推進しま す。
づくり	〇土砂災害警戒区域における段階的な改善対策を推進します。
	〇桃田運動公園における指定緊急避難場所としての機能を充実します。
	〇通学路などの生活道路における事故抑止対策を実施します。
	〇将来の地域を担う若手後継者の組織化に向けた取り組みを実施しま
市民と行政による協働のま	す。
ちづくりの推進	〇地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実
	施します。
適切な土地利用の誘導に	○無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地を誘導します。
よる居住環境と営農環境	
の調和	



4. 5 南部地域(※対象地区:豊水、大浜、横島)

(1)地域の現況

[地勢]

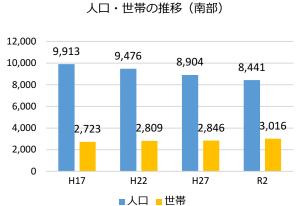
- ○市南部の有明海沿岸部に位置し、横島地区を中心とした菊池川左岸のエリアです。
- ○横島支所を中心に、地域の主要な動線である国道 501 号沿道に市街地が 形成されていますが、地域の大半は干拓による田園地帯が広がり、自然に恵 まれた地域です。
- ○有明中学校区により構成された地域であり、地域内の人のつながりが深い地域でもあります。

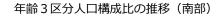


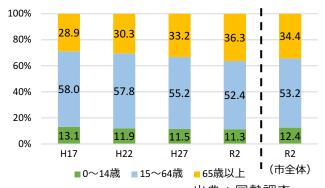
図ー南部地域の位置

[人口]

〇人口は緩やかに減少しています。年齢3区分人口構成比の推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市 全体よりも若干高くなっており、緩やかに高齢化が進行しています。



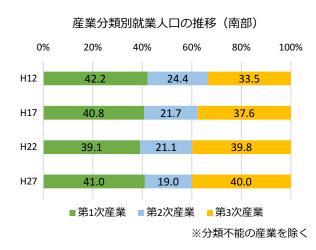


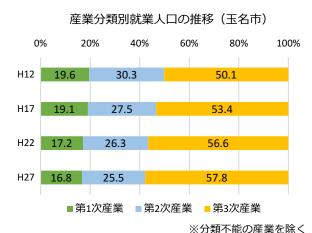


出典:国勢調査

〔産業構造〕

〇産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が非常に高く、第2次・第3次産業の割合が低くなっています。





出典:国勢調査

〔地域住民の評価〕

○アンケート調査からは、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化」、「避難地・避難路の確保」などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表一将来の本市のまちづくりへの期待(各観点で1位のものを抜粋)

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
住宅地の環境向上	身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善	67	60.9%
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの 水質保全・浄化	61	56.0%
防災	避難地・避難路の確保	58	54.2%
商業地	各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	58	52.7%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持 すべき	53	48.6%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした 公園の整備	50	45.9%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	43	39.4%
工業地	地場企業の活動支援や助成制度(税金の減免措置等)の充実	41	38.0%
街並み・景観	市街地、駅前などでの賑わいのある景観づくり	39	37.1%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	36	35.0%

(2)本地域における主要課題

〔豊かな自然環境や数々の歴史的資源の保全・活用〕

〇干拓による田園地帯や有明海、菊池川などの豊かな自然環境や、イチゴやトマト、アサリや海苔などの農水産物、地域内に点在する数々の歴史的資源などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

[市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持]

○横島支所を中心とした市街地においては、本市南部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図り、既存集落においては、落ち着きのある快適な 住環境を維持する必要があります。

〔安全で安心できる暮らしの実現〕

〇ゲリラ豪雨や台風を起因とした河川氾濫や有明海沿岸部の高潮被害、横島山の土砂災害などといった 自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

[地域コミュニティの維持・向上]

〇神楽や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、日常の豊かな暮らしを実現する ため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3)基本的な考え方・テーマ

「干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ」

本地域では、「干拓地を活かした 歴史・文化を感じる南部地域へ」をテーマに取り組みます。

具体的には、〔自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり〕、〔歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり〕を推進します。

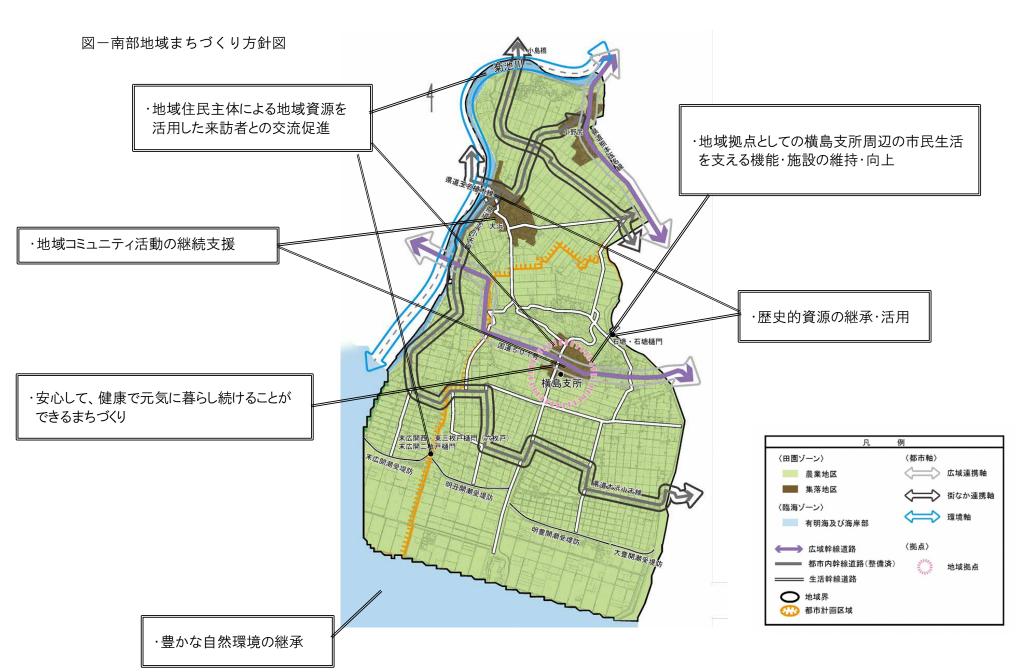
(4) まちづくりの方針と主要な施策

[自然環境の保全と地域資源としての活用による自然と共生したまちづくり]

曲なわら独ではの似る。	○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに
	利活用に向けた支援を実施します。
	○有明海沿岸部、菊池川、干拓による田園地帯等の自然環境の保全・
豊かな自然環境の継承 	活用を図ります。
	○豊かな自然景観の保護・保全に向けた景観勉強会を開催します。
	〇不法投棄の防止対策を講じます。
	〇本市の環境軸である菊池川におけるウォーキングコースなどの整備を推
	進します。
	〇地域主体による地域資源マップ(歴史・観光マップ、イベントなど)の作
	成や誘導サイン・案内サインの設置、集客イベントの企画・運営(菊池川
地域住民主体による地域	でのリバーウォーキング、旧玉名干拓施設を活用したPRイベントなど)を
資源を活用した来訪者との	支援します。
交流促進	〇地域住民や民間企業が参画し、官民一体が協働で進める景観づくりを
	推進します。
	○イチゴ・トマト・ミニトマト及びアサリや海苔などの地域を代表する農水産
	物などを活かした観光産業の振興を図ります。

〔歴史・文化を感じる暮らしやすい地域づくり〕

歴史的資源の継承・活用	○廻船問屋街、大浜飛行場及び関連施設跡、石塘・石塘樋門、旧玉名
	干拓施設等の歴史的資源の継承・活用を図ります。
地域拠点としての横島支	○横島支所周辺は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコ
所周辺の市民生活を支え	ミュニティ活動の拠点として、周辺の公共・公益施設の集約化や、生活
る機能・施設の維持・向上	サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
	○住環境の整備・改善を進めます。
	○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。
	○県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を検討しま
	す。
快適な住環境づくり、都市	〇有明海沿岸道路(熊本県側)の熊本市〜大牟田市間については、継続
施設等の利便性の向上	して候補路線から計画路線への指定を要望します。
	〇本地域より本市中心拠点(玉名駅方面)への交通アクセス機能の向上
	を図ります。
	〇菊池川堤防工事における空き地の公園化を推進します(大浜町)。
	○横島グラウンド及びその周辺における機能の集積・充実を図ります。
D)	〇路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域 密着型の公共交通の維持·効果的な展開を推進します。
安心して、健康で元気に暮	〇時代に適合した移動網の検討を進めます。
らし続けることができるまち	〇ハード・ソフトー体となった津波・高潮対策を推進します。
づくり	〇土砂災害警戒区域における段階的な改善対策を推進します。
	○横島グラウンドにおける指定緊急避難場所としての機能を充実します。
	〇地域住民や関係団体がともに活動する「地域運営組織(仮称)」の設置
市民と行政による協働のま	検討を進めます。
ちづくりの推進	〇地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実
	施します。
	〇地域主体による伝統行事(祭り、神楽など)並びに自主活動(地域の民
	話発掘・紹介、花いっぱい運動など)の保存に対する支援を実施しま
地域コミュニティ活動の継	す。
続支援	○既存の商店街における商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成
	並びににぎわい再生・創出に向けた取り組みに対する支援を実施しま
	す。
適切な土地利用の誘導に	〇既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立
よる居住環境と営農環境	地を誘導します。
の調和	



4. 6 南東部地域(※対象地区:玉水、小天、小天東)

(1)地域の現況

[地勢]

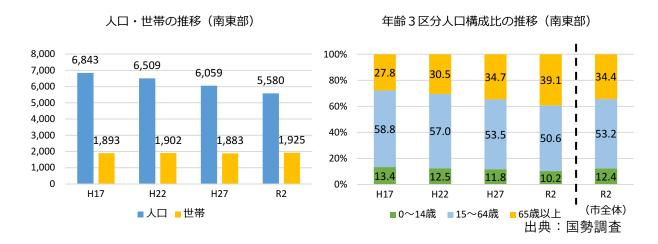
- ○熊本市、玉東町と隣接する市南東部に位置し、天水地区により構成される、 金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳の緩やかな傾斜面を活用した果樹栽培が盛んな中 山間地と田園地帯からなる自然的資源に恵まれたエリアです。
- ○天水支所を中心に、県道熊本玉名線沿道に市街地が形成されており、その他主要な動線として、国道 501 号が地域を南北方向に縦断する形で配置されています。
- ○天水中学校区により構成された地域であり、地域内の人のつながりが深い地域でもあります。



図ー南東部地域の位置

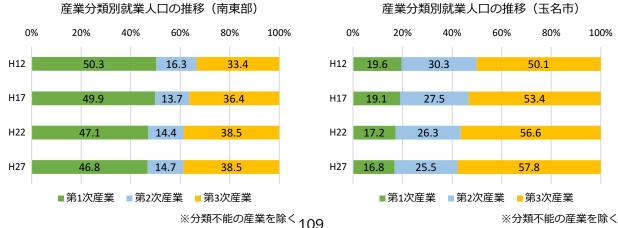
[人口]

〇人口は減少傾向であり、令和4年4月より一部過疎指定地域となっています。年齢3区分人口構成比の 推移を見ると、令和2年度の高齢化率は市全体よりも高くなっており、緩やかに高齢化が進行していま す。



〔産業構造〕

〇産業分類別就業人口の推移を見ると、市全体と比べて、第1次産業の割合が非常に高く、第2次・第3次産業の割合が低くなっています。第1次産業の割合は6地域の中で最も高くなっています。



出典:国勢調査

[地域住民の評価]

○アンケート調査からは、「公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・ 浄化」、「身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善」、「治水・治山などの防災対策強化」 などを重要だとする回答者が多い傾向にあります。

表-将来の本市のまちづくりへの期待(各観点で1位のものを抜粋)

観点	最も重要なもの	件数	選択肢内の比率
水環境に関わる施設の整備	公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの 水質保全・浄化	82	63.1%
住宅地の環境向上	身近な生活基盤(道路、公園、下水道等)の整備・改善	80	60.2%
防災	治水・治山などの防災対策強化	77	58.3%
商業地	各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	67	51.1%
公園・緑地の整備	海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした 公園の整備	67	50.8%
道路・交通の整備	市街地・集落内における狭い道路の改善	66	50.0%
街並み・景観	田園や里山と調和した、のどかな景観づくり	56	42.7%
農地、山林	まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持 すべき	56	42.4%
工業地	地場企業の活動支援や助成制度(税金の減免措置等)の充実	48	36.9%
観光地	既存観光施設の有効活用や活性化	44	36.4%

(2)本地域における主要課題

[豊かな観光資源の保全・活用による交流促進]

○本市の観光拠点として位置づけられる小天温泉をはじめ、地域内に点在する数々の歴史的資源、観光 資源などのさらなる活用を図るため、多くの来訪者・来街者を受け止める受け皿づくりや、交流促進を図 るためのソフト・ハード対応を図る必要があります。

〔市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持〕

- ○天水支所を中心とした市街地においては、本市南部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着きのある 快適な住環境を維持する必要があります。
- 〇一部過疎地域に指定されているものの、農免道路により熊本市内へのアクセスが良好であり居住地としても十分なポテンシャルがあるため、そのような点を捉えたうえで、都市計画を検討していく必要があります。

[安全で安心できる暮らしの実現]

〇住宅地や水田地帯の浸水被害や金峰山系の急傾斜地における土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

[地域コミュニティの維持・向上]

〇人口が急激に減少している中、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3)基本的な考え方・テーマ

「丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしの南東部地域へ」

本地域では、「丘陵地の自然と文化が息づく 交流といやしの南東部地域へ」をテーマに取り組みます。 具体的には、〔豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり〕、〔交流といやしのある暮らしやすい地域づ くり〕を推進します。

(4) まちづくりの方針と主要な施策

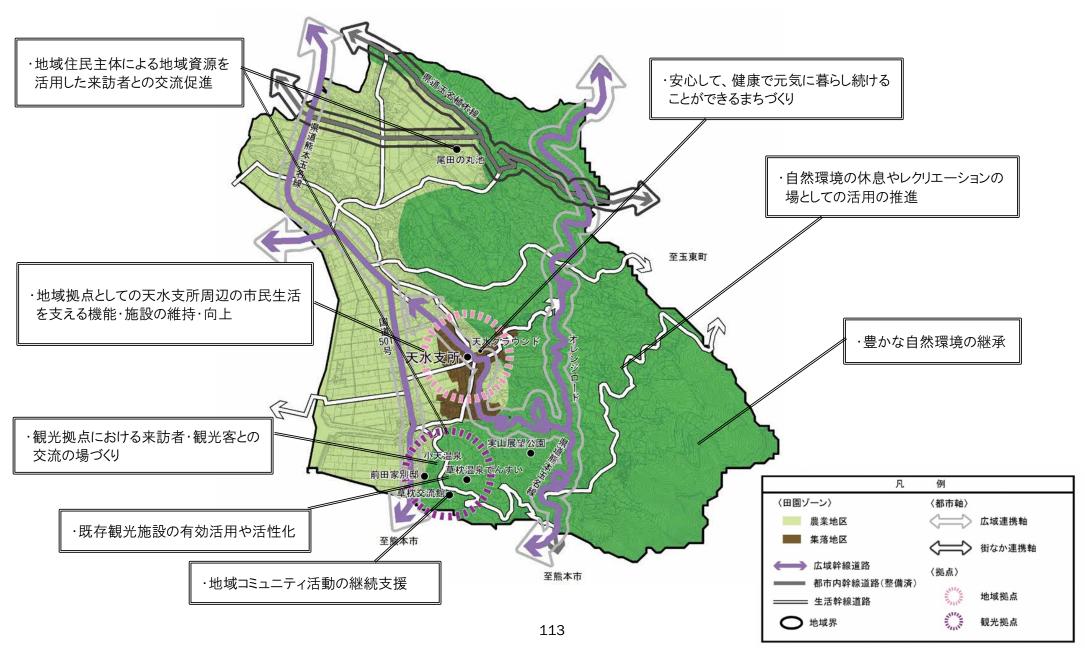
〔豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり〕

	○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を
	誇るみかんの産地であることから、今後も、各種支援制度を活用し、生
	産活動の維持や丘陵地の環境保全に努めます。
豊かな自然環境の継承	○営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに
	利活用に向けた支援を実施します。
	OEM(有用微生物群)などの使用による環境浄化活動を支援します。
	〇不法投棄の防止対策を講じます。
	〇前田家別邸、草枕温泉てんすい、草枕交流館、実山展望公園、尾田
5日 ソノ hm 上 l ー ナンナフ ホラナ	の丸池、笠智衆の生家など様々な地域資源や特色ある景観資源の活
観光拠点における来訪	用を図ります。
者・観光客との交流の場	〇地域の自然や豊富な農産物などを活用した体験・交流イベントを開催し
づくり	ます。
	〇小天温泉周辺における魅力的な観光空間の形成を図ります。
	〇地域を担う中核農家の育成を支援します。
	〇地元農産物などを活用した生産から加工、販売までを実施する事業者
	に対する支援並びに集客向上策の実施支援を行います。
	 ○地域主体による地域資源マップ(歴史・観光マップ、イベントなど)の作
地域住民主体による地域	成や誘導サイン・案内サインの設置、集客イベント(小説「草枕」、夏目
資源を活用した来訪者との	漱石を活用したイベントなど)の企画・運営に対する支援を行います。
交流促進	○「尾田の丸池」の名水や地域内で採れる薬草などを活用した地域おこし
	活動に対する支援を実施します。
	〇官民が協働で進める良好な景観形成に向けた取り組み(眺望ポイントの
	 整備・改善(休憩施設など)、PRの実施、景観にちなんだイベント開催
	 など)に対する支援を検討します。

〔交流といやしのある暮らしやすい地域づくり〕

自然環境の休息やレクリエ	○金峰山系山間部は休息やレクリエーションの場としての活用を推進しま
ーションの場としての活用 既存観光施設の有効活用 や活性化	す。 〇小天温泉における既存観光施設の有効活用や活性化を図ります。
地域拠点としての天水支 所周辺の市民生活を支え る機能・施設の維持・向上	〇天水支所周辺は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、周辺の公共・公益施設の集約化や、生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
快適な住環境づくり、都市施設等の利便性の向上	 ○住環境の整備・改善を進めます。 ○空き家・空き地の解消及び活用に向けた取り組みを実施します。 ○県道寺田岱明線高瀬大橋交差点における渋滞解消対策を検討します。 ○有明海沿岸道路(熊本県側)の熊本市~大牟田市間については、継続して候補路線から計画路線への指定を要望します。 ○本地域より本市中心拠点(玉名駅方面)への交通アクセス機能の向上を図ります。 ○天水グラウンドの機能の充実を図ります。
安心して、健康で元気に暮らし続けることができるまちづくり	 ○福祉施策との連携による誰もが安心して暮らせる住宅施策を展開します。 ○路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を推進します。 ○高齢者や観光客などの歩行者が多い地域などにおける「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。 ○平坦部から唐人川に挟まれた地区における排水対策を検討します。 ○イノシシによる人的被害防止対策を推進します。 ○生活道路における事故抑止対策を実施します。 ○土砂災害警戒区域における段階的な改善対策を推進します。 ○天水グラウンドにおける指定緊急避難場所としての機能を充実します。
市民と行政による協働のまちづくりの推進	○地域住民や関係団体がともに活動する「地域運営組織(仮称)」の設置検討を進めます。○地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援を実施します。
地域コミュニティ活動の継続支援	〇小天天子宮の「火の神祭り」をはじめ、各地区に伝わる祭りや神楽などの伝統文化を継承します。 〇「草枕の里」のPR活動や団体の育成を支援します。
適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和	○計画的な土地利用による集落の維持向上を図ります。 ○既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立 地を誘導します。

図ー南東部地域まちづくり方針図



第6章 計画の実現に向けて

1 実現化方策

本計画を基本として、各分野における各種計画などとの調整を図りながら、都市づくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

1. 1 都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地整備」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- ○地域地区の指定、都市計画区域の導入など、土地利用や建築物などの適正な規制・誘導などに関わる 事項の決定または変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- ○道路·交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- ○土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくり を進めます。
- ○玉名らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、 中心市街地の活性化や九州新幹線新玉名駅周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的か つ効果的な都市づくりを進めます。

1.2 都市づくりの推進体制の充実

本計画に示す都市づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

(1)国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化

- ○国、県などが進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- ○分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、企画、環境、農政、 商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進しま す。
- ○玉名市は広域的にも交通の要衝としての役割を担います。その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

(2)協働のまちづくりを支援する体制づくり

- Oこれからのまちづくりには、市民、NPO、事業者などが行政とともに協働の精神により、主体となってまちづくりを展開することが重要であり、福祉、環境、まちづくりなど身近な分野の課題解決に取り組むことが求められます。
- ○地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- ○市民、事業者など及び行政が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことが できる体制づくりを推進します。

(3)機能的な都市基盤づくりのための「プロジェクト会議」の立ち上げ

- ○従来どおりのエリアごとの単発的な整備ではなく、新玉名駅・玉名駅・旧庁舎跡地・各商店街や温泉街 などを有機的に結び、全体を俯瞰した長期的なグランドデザインの構築へ向けて推進することが必要で す。
- ○官民連携による「プロジェクト会議(まちなか未来デザイン会議(仮))」を組織し、中心市街地の全体構想(グランドデザイン)について、各種市民活動と連携を図りながら、検討を進めます。

(4) 庁内推進体制の構築と人材育成

- ○都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム(ワーキンググループ)の設置など、横断的な検討組織づくりを、引き続き、推進します。
- ○研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

1.3 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者などとの連携・協働により、まちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者などが参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

〔市民の役割〕

定義	・本市に居住、通勤・通学する個人・NPO やボランティア団体等の社会的団体
	・本計画に掲げた、まちづくりの理念や基本方針について理解する。
役 割	・地域の課題や魅力、将来の方向性について、考えを深める。
	・多様な主体と連携・協調しつつ、積極的にまちづくり活動を行う。

[事業者などの役割]

定義	・本市で事業を営む民間企業や商工業団体等
役 割	・地域の課題や魅力、将来の方向性について、考えを深める。
	・事業者は自らが行う事業活動が地域に影響を持つという自覚や責任を持ち、専門的な
	知識や技術を活かしたまちづくりへの取り組みを推進する。
	・市民や行政との協力関係を積極的に形成する。

〔行政の役割〕

定義	·本市
役 割	・都市計画やまちづくりに関する情報を、様々な手段で、分かりやすく、正確に市民や事業
	者に提供する。
	・市民、事業者などが相互に連携し、協働できるように、ネットワークの構築に努める。
	・必要な財源措置等、制度上の支援等を通じて、市民、事業者がまちづくり活動を実践し
	続けることができる環境や仕組みを作っていく。
	・行政が主体となる都市計画事業等を推進する。

本計画における「協働のまちづくり」とは



以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- ○それぞれの主体性・自発性のもとに取り組みます。
- ○お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います。
- ○共通する目的の実現に向けて協力します。

【協働のまちづくりの体制イメージ】

市民

- ・地域の課題や魅力、将来の方向性への理解
- ・多様な主体との連携
- ・地域活動、ボランティア活動への参加

など

連携

協働

事業者など

- ・地域の課題や魅力、将来の方向性への理解
- ・専門的な知識や技術を活かし たまちづくりへの取り組み
- ・市民や行政との協力関係の形成

など

連携

行政

- ・まちづくり情報の積極的な 提供
- ・ネットワークの構築、まち づくり活動への支援
- 行政が主体となる都市計画 事業等の推進

など

連携

(1)協働のまちづくりの進め方

- ○本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどの実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 〇市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザーなどの派遣制度を活用します。
- ONPOをはじめとしたまちづくり団体、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり団体からの積極的な 提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主 体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。

(2)協働のまちづくりの具体的展開

- 〇高齢者や子どもたちを地域で支える環境を形成し、総合的な住みやすさを高めていくため、地域主体による自主的な防災・防犯活動の展開を支援します。
- ○地域の個性である伝統芸能は、地域の一体感を高め、高齢者から子どもまで幅広い世代の交流と助け 合い・支え合いを醸成することから、地域社会を学ぶ教材としての活用を推進し、継承のための後継者 育成に向けた仕組みを検討します。
- 〇若者が地域理解の機会を得ることで、市民の一員としての自覚と、まちづくりの主体としての行動の場を 支援します。
- 〇農業に関する情報発信を積極的に実施し、農業経営に意欲を持つUターン・I ターンの転入者の新規 就農を促進するとともに、多様な担い手の参入なども視野に入れ、地域との協働のもとに農業の受け皿 づくりに努めます。
- ○漁業については、特産品の開発・充実に併せて、地産地消の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

(3)各種制度などの活用

- 〇地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 〇比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項を きめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- ○玉名らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、「景観協定」、「建築協定」、「緑化協定」などの制度の活用を図ります。

1. 4 都市計画マスタープランの進行管理

(1)都市計画マスタープランの進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを円滑に進めるため、Plan(計画)→Do(実行)→Check(確認・評価)→Action (改善)の PDCA サイクルをベースとした進行管理を行います。

都市の実態を把握するために、国勢調査や都市計画基礎調査など、定期的に行われる統計調査結果 を使用して確認・評価を行います。

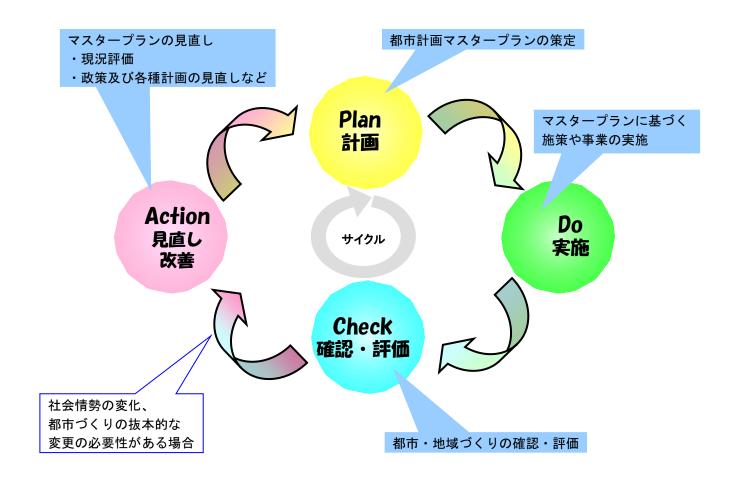


図:都市計画マスタープラン進行管理のイメージ

(2)都市計画マスタープランの見直しの考え方

本計画は長期的な方針であり、計画の実現には一定の期間が必要と考えられます。そのため、本計画の 見直しを行うにあたっては、今後の法制度の改正や人口動向を始めとした社会経済情勢の変化、及び、そ れに伴う上位・関連計画の改定動向などを見て総合的に判断していくものとします。

また、見直し・改定の要否の判断は、市の最上位計画である総合計画との整合を図るため、令和9年度にはじまる予定の(仮)第3次玉名市総合計画の内容を受けて行うこととします。